トラック あいち

第574号

2024（令和6）・1

「スピードダウン! ゆっくり走ろう! 運動」実施中!!

一般社団法人
愛知県トラック協会
https://ssl.aitokyo.jp

今回の会員限定コンテンツ閲覧のユーザー名とパスワードは

ユーザー名／
パスワード／
※有効期限：令和６年２月28日
※詳細は当協会ホームページをご覧ください。

CONTENTS

２０２４年1月
第５７４号

◆ 年頭のごあいさつ …… 1
寺岡洋一 会　長
大村秀章 愛知県知事
金子正志 中部運輸局長
古橋靖弘 愛知運輸支局長
阿部　充 愛知労働局長
鎌田徹郎 愛知県警察本部長
坂本克己 全ト協会長

◆ 第７回 常任理事会
第４回 理事会 …… 17

◆ 新入会員 …… 22

◆ 会員事業者名称等変更 …… 23

◆ 車に関わる全ての皆様へお願いです …… 24

◆ 2023年度 Gマーク
愛知県内で625事業所が認定 …… 25

◆ 第31期 物流大学校講座 修了式 …… 26

◆ 令和5年度 運行管理者等指導講習
開催案内 …… 28

◆ 支部だより …… 29

◆ 燃料価格高騰に対する
経営支援要望について …… 29

◆ 名古屋高速道路公社
に対する要望について …… 30

◆ 貨物集配中の車両に係る駐車規制の
見直しに関する要望活動を実施 …… 30

◆ 貨物集配中の車両に係る駐車規制の
見直しに関する要望書 …… 31

◆ 令和５年度 第3回
適正化事業フォローアップ研修会
新規許可事業者研修会 …… 32

◆ 愛知県貨物自動車運送適正化事業
実施機関 巡回指導実施状況について …… 33

◆ 業務課からのお知らせ …… 34

◆ 軽油価格調査 …… 35

◆ 一般貨物自動車の
増減車動向について …… 36

◆ 委員会・部会活動状況 …… 37

◆ 支部行事 …… 38

◆ 青年部会 …… 39
12月会議・委員会開催状況

◆ 女性部会 …… 40

頌春

年頭所感

一般社団法人愛知県トラック協会
会長　寺岡洋一

令和６年の新春を迎え、謹んでご挨拶を申し上げます。

平素より当協会の運営に格別のご支援、ご協力を賜り衷心より御礼申し上げます。

まずは、本年元旦に発生した石川県能登半島地震と、１月２日に発生した羽田空港における航空機衝突事故で被害に遭われた皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに、亡くなられた方々に謹んで哀悼の意を表します。

さて、コロナ禍が始まり４年弱、社会経済活動がようやく通常に戻る兆しが見えてまいりました。しかしながら、生活様式や経営環境が大きく変化し、ポストコロナ時代の事業運営のあり方を模索する中、ロシアのウクライナ侵攻やイスラエル・ハマス紛争をはじめとする国際的紛争が世界経済に大きな混乱をもたらすなど、昨年も非常に厳しい１年となりました。

「エッセンシャルワーカー」として国民生活を支える貨物自動車運送事業を取り巻く環境においても、急激な円安進行等の影響により、燃料や車両価格の高騰が続き、労働力確保のための人件費上昇にも直面しており、予断を許さない状況が続いております。

こうした中、いよいよ2024年4月より働き方改革関連法の改正に伴う時間外労働の上限規制ならびに改正改善基準告示が適用となります。しかしながら、依然として充分な体制整備ができているとは言い難い状況にあり、多くの中小事業者においては厳しい経営環境下で大きな変革が求められる１年になることが予想されます。政府においても、昨年閣議決定された「物流革新に向けた政策パッケージ」及び「物流革新緊急パッケージ」にて、ドライバーの労働環境改善や人材確保に向け、早期に具体的な成果が得られるよう、業界への力強い支援策がまとめられたところであります。

2024年の事業活動においては、引き続き会員事業者の経営基盤を支援すべく、昨年7月に創設された国土交通省「トラックGメン」のお力添えをいただきながら、本年中に新たに見直される「標準的な運賃」を基にした適正な運賃料金の収受と荷主対策の深度化に向けて、一層の啓発活動に取り組んでまいります。

また、地方創生臨時交付金等を活用した燃油価格高騰対策、生産性向上に向けた利用しやすい高速道路料金の実現と物流ネットワークの形成支援、そして高速道路の速度規制緩和の拡大等をはじめとする諸課題の解決に向けて、自由民主党愛知県議員団運輸振興議員連盟をはじめ、自由民主党愛知県支部連合会、公明党愛知県本部の先生方とも連携し、要望活動を一層強化してまいります。

一方、依然として県下で多発する交通事故を撲滅するため、「トラック事業における総合安全プラン2025」に掲げる基本目標達成に向けて、当協会独自の重点目標を設定し、関係行政と一体となって事故抑止活動や安全教育支援、先進機器の導入助成、事業運営に資するセミナーや講習会の開催等を実施してまいります。

適正化事業においては、全国適正化事業実施機関と連携し、巡回指導におけるD・E事業所への重点指導により、業界内の法令遵守を一層徹底し、荷主や消費者の皆様にとって安全で安心な業界を目指してまいります。

さらに、就職面談会やハローワークと提携した地域密着型就職イベント等の人材確保対策事業を継続し、業界PR動画の配信やSNS等を活用した広報活動を展開するなど、業界イメージや魅力向上を積極的に後押ししてまいります。 特に、昨年は4年ぶりに開催された「名古屋モビリティショー」にブース出展し、生活に欠かせない「物流」を支えるトラックの役割と魅力を広く周知いたしました。物流の必要性について更なる理解・浸透を図るべく、本年10月にはポートメッセなごやにおいて「トラックFes2024」を開催いたしますので奮ってご参加ください。

そして、中部トラック総合研修センターにおいては、輸送の安全確保に係る人材育成のため資格認定講座や実践的研修の更なる充実に加え、大規模災害発生時の物資輸送拠点に指定されている当施設について、有事の際、速やかに愛知県基幹的広域防災拠点と連携を図れるよう、実効性のある体制整備を進めてまいります。

最後に、現在建替工事中の新トラック会館は、いよいよ本年11月竣工予定となっております。これを機に、より一層職員一丸となってトラック運送業界の発展のため迅速かつ的確に活動してまいります。

結びに、トラック運送業界への更なるご理解とご協力をお願いするとともに、皆様のご多幸とご健勝を祈念いたしまして新年のご挨拶とさせていただきます。

新春を迎えて

愛知県知事
大 村 秀 章

　あけましておめでとうございます。
新たな年が、県民の皆様にとりまして素晴らしい1年となりますよう、心からお祈り申し上げます。

　昨年は、新型コロナウイルス感染症が5類感染症へ移行し、アフターコロナへの動きが加速する中、安心な日常生活を取り戻し、社会経済活動を回すための取組をオール愛知一丸となって進めてまいりました。

　そうした中、昨年は、新たに「もののけの里」が開園した「ジブリパーク」を始め、国内最大のスタートアップ支援拠点「STATION Ai」や「愛知国際アリーナ」の整備を着実に推進するとともに、2026年の愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会に向けた準備をしっかりと進め、愛知を更なる「飛躍」へと導く1年とすることができました。
　また、国に先駆けて取り組んだ「少子化対策パッケージ」や、本県独自の「休み方改革プロジェクト」など、時代の流れを見極めながら、愛知が「ファースト・ペンギン」となり、様々な取組に果敢にチャレンジした1年でもありました。

　世界は、グローバル化やデジタル化の加速度的な進展、SDGs実現に向けた潮流など、大きく変化をしています。こうした変化に的確に対応し、将来にわたり、愛知が成長を続けていくためには、何より、愛知を支える「人づくり」が重要となります。

　今年も、日本の未来を形づくるビッグプロジェクトを着実に進めるとともに、新時代を担う人材の育成・発掘に力を注ぎ、「日本一元気なあいち」の実現を目指してまいります。
　今年3月には、ジブリパーク最大のエリアである「魔女の谷」が開園し、フルオープンを迎えます。また、10月には、「STATION Ai」がいよいよ開業します。世界中から、最先端の技術・サービス、人材を愛知に呼び込み、新たなイノベーションを次々と創出することで、更に人材が育ち集まってくる、そうした人材の好循環を生みだし、更なる愛知の成長につなげてまいります。

　もちろん、こうした取組とあわせ、社会インフラ整備や農林水産業の振興、教育、女性の活躍、医療・福祉、感染症対策、環境、雇用、多文化共生、防災・交通安全、東三河地域の振興など、県民の皆様の生活と社会福祉の向上にも力を注いでまいります。

　引き続き、県民の皆様すべてが豊かさを実感できる「日本一住みやすい愛知」、すべての人が輝き、未来へ輝く「進化する愛知」の実現を目指し、全力で取り組んでまいりますので、一層のご理解とご支援をお願い申し上げます。

　2024年元旦

年 頭 の 辞

中部運輸局長
金 子 正 志

新年あけましておめでとうございます。謹んで年頭のご挨拶を申し上げます。

交通及び観光関連の事業に従事される皆様におかれましては、日々、安全で安定したサービスの提供に努めていただいており、深く敬意を表します。また本記事をご覧の皆様には、運輸・観光行政に対するご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。本年も変わらぬご支援をいただけますよう、お願い申し上げます。

ここ数年は、新型コロナウイルス感染症の拡大により運輸・観光業界も厳しい状況が続いておりましたが、昨年５月にその取扱いが５類に引き下げられて以降、人々の暮らしに日常が戻ってまいりました。通勤需要など、決して元通りというわけではありませんが、訪日外客数などコロナ禍以前の実績を上回る分野も出てきています。コロナ禍からの復活、さらには過去の実績を超えていく動きをしっかりと捉えて、皆様と共に取組を進めてまいりたいと思います。

昨年は運輸の安全性確保に関連するいくつかの事案に注目が集まりました。大手中古車販売事業者による不正事案が発覚し、道路運送車両法に基づく行政処分が行われたことは記憶に新しいところですが、その他にも北海道知床での遊覧船事故を受けて海上運送法等の改正がされるとともに、事故に関する最終報告書が提出されました。また、豪雨や台風等により、各運輸モードで計画運休が行われるなど、自然災害への対応にも追われました。

輸送の安全に対する利用者の意識が高まる中、こうした事案への対応を通じて、安全性確保の重要性を改めて強く認識致しました。中部運輸局では、こうした経験を踏まえながら、運輸行政の最重要課題である「輸送の安全・安心の確保」に全力で取り組んでまいる所存です。

さて、新たな年を迎えるに当たっての課題についてお話ししたいと思います。まずはその名の通り「２０２４年問題」を最初に挙げることとします。物流産業では、「働き方改革関連法」に基づき４月から実施される、自動車の運転業務の時間外労働の上限、拘束時間等の規制強化により、トラックドライバーの労働環境の改善が期待される一方で、担い手の不足から物流の停滞が懸念されています。政府では「物流革新緊急パッケージ」を策定し、物流の効率化、荷主・消費者の行動変容、商慣行の見直しなどにつき具体的対策を講じておりますが、中部運輸局としても、当地域における「トラックＧメン」による荷主等への監視体制の強化、物流ＤＸ及びモーダルシフトの支援などの取組を着実に実施し、２０２４年問題の影響の最小化に注力します。

なお、こうした人手不足の問題は、トラック事業に限った話ではありません。バスやタクシーなどの地域の公共交通や、地域活性化を担う観光産業においても、担い手の確保は深刻な課題になりつつあります。こうした人材確保の取組についても、しっかりと支援してまいりたいと思います。

旅客輸送の観点からは、地域公共交通の再構築

の加速化を挙げたいと思います。地域の公共交通は、人々の生活を支える重要なインフラですが、人口減少や少子高齢化、コロナ禍による影響から自動車への移行と、大変厳しい状況に直面しております。国土交通省では昨年来、「リ・デザイン（再構築）」を掲げ、公共交通が将来にわたって持続可能な形でサービスを継続できるよう、様々な支援制度を創設・拡充しております。地域の皆さんが地域交通の将来像を考える「再構築」に取り組むに当たり、どのような手法が活用できるのかを提示し課題解決に向けて共に考えるのが行政の役割でもあります。中部運輸局におきましても、当地域の地方公共団体や交通事業者との連携を強化し、地域公共交通の再構築に資する取組を積極的に支援してまいります。

当地域の観光振興にも触れておきたいと思います。長きに亘ったコロナ禍が収束し、観光にも活気が戻ってまいりましたが、訪日外国人旅客数については、全国的な復活が見られる中で、当地域における復活の遅れが目立ちます。これまで得意としていたアジア市場の復活に期待するだけでなく、新たに富裕旅行者の取込みや消費単価の高い欧米豪市場からの誘客を課題と捉え、当地域の更なる魅力向上と観光振興に取り組んでまいりたいと考えます。

明るいニュースの一つが、３月１６日に予定されている北陸新幹線の敦賀延伸です。福井県をはじめ地元では、このチャンスを最大限活かすべく、観光資源の磨き上げや交通ネットワークの充実等が進められています。新しいアクセスを得て、中部地域全体に新たな需要を呼び込んでいけるよう、取り組んでまいりましょう。

もちろん、将来を見据えて着実に進めていかなければならない課題もあります。その一つがリニア中央新幹線の整備です。品川～名古屋間開業に向けた工事が進み、各駅周辺での交通結節機能の強化など、リニア効果を最大化する取組が進められています。プロジェクトの着実な進行に向け、関係自治体等と一層協力を深めてまいります。

２０５０年カーボンニュートラルも中期的な課題として重要です。その実現に向け、公共交通及び物流部門におけるＧＸの推進を含め、運輸部門の脱炭素化にしっかりと取り組んでまいります。

また、自動運転やドローンなどの新技術の活用についても触れておきます。人口減少・少子高齢化が進行する我が国においては、持続可能な社会の構築に向け、新技術の活用で対応していくことがますます重要となります。交通分野においても自動運転やドローン配送などの実装に向けた取組が進んでおり、中部運輸局としても、当地域における取組を積極的に支援していきたいと考えております。

以上、昨年を振り返りつつ、今年の課題について述べてまいりました。各種の取組が当地域の飛躍に繋がること、また本年が皆様にとって幸せな一年になることを心より祈念いたしまして、私からの新年のご挨拶といたします。本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

以下では、２０２４年における中部運輸局の施策の方向性について、「輸送の安全・安心の確保」、「産業活動に不可欠な物流の効率化・円滑化」、「公共交通の確保・充実による豊かな地域づくりの推進」、「地域経済を支える観光の質的向上」及び「防災・危機管理」の５つを柱としてご説明いたします。

１. 輸送の安全･安心の確保

（１）輸送の安全・安心の確保は、中部運輸局にとって最優先の課題であるとの認識のもと、運輸安全マネジメント制度及び監査指導を「車の両輪」として推進し、経営トップから現場まで一丸となった運輸事業者の安全管理体制の構築に寄与すべく、引き続き取り組んでまいります。

（２）自動車交通分野においては、民間指定機関

である「（一財）中部貸切バス適正化センター」及び各県の貨物自動車運送適正化事業実施機関と連携をしながら、効率的な監査・指導を実施し、事業の安全性を確保してまいります。

また、コロナ禍後の需要回復を受け、貸切バスの「運賃・料金の適正な収受」を呼びかけるとともに、安全・安心な運行を阻害する行為に対しては厳正に対応してまいります。さらに、訪日外国人観光客の増加を踏まえ、空港や観光地における白タク行為の排除に向けた取組も進めてまいります。

（３）減少傾向にあった事業用自動車に係る交通事故の総数が、令和2 年以降増加に転じていること、未だに飲酒運転による事故が発生していることを踏まえると、事故防止に向けた総合的な取組を進めることが必要です。令和３年３月に策定された「事業用自動車総合安全プラン２０２５」に基づく取組などを推進し、一層の事故削減に向けて対応を進めてまいります。

（４）近年、衝突被害軽減ブレーキ等の高度な運転支援機能を搭載した先進安全自動車の普及や自動運転技術の開発・実用化が進んでおり、交通事故の防止に大きな効果が期待されます。特に自動運転については、昨年4 月に施行された改正道路交通法を踏まえ、全国初の「自動運転レベル４」での移動サービスが中部管内で昨年5 月から開始されました。国土交通省では、自動運転レベル４の社会実装に向けて、地域が行う自動運転の実証事業に対する支援を行っており、中部運輸局としても各地域のこうした取組に積極的に協力してまいります。

（５）自動車技術の急速な進展や脱炭素化に向けた電動車の普及加速による自動車の高度化・複雑化に伴い、自動車整備業の重要性は益々増加しています。このため、本年4 月からの特定整備制度の運用を確実に進めるとともに、自動車整備業の人材育成・確保にも関係団体と連携しつつ取り組んでまいります。あわせて、自動車の検査（車検）において、本年１０月開始予定の車載式故障診断装置を活用した検査（ＯＢＤ検査）の円滑な導入に向けた準備を引き続き進めてまいります。

（６）自動車の検査登録については、昨年１月からＩＣタグが貼り付けられた車検証の交付が開始され、民間車検場（指定自動車整備工場）等が車検証の有効期間を更新できる「記録等事務代行サービス」が始まりました。これまで自動車保有関係手続のワンストップサービス（ＯＳＳ）申請を行ってもなお必要であった運輸支局・事務所への来訪が不要となり、利便性が向上します。引き続きＯＳＳの利用促進等、行政手続の向上に向けて取り組んでまいります。

（７）鉄道分野については、運転事故の多くを占める踏切障害事故及び人身障害事故を防止するため、立体交差化や踏切保安設備の整備等への支援を推進してまいります。駅の安全性確保に関しては、ホームドアの設置や内方線付き点状ブロックの整備などのハード対策に加え、障がいのある方への声かけなど、駅係員等への教育の充実といったソフト対策を進めてまいります。また、計画運休実施時や輸送障害発生時における全ての利用者への適時適切な情報提供が可能となるよう各事業者の取組を支援してまいります。

（８）海事分野については、北海道知床での遊覧船事故を受け、海上運送法等を一部改正し、安全管理規程に記載する重要規程の法令化、安全統括管理者・運航管理者に対しての試験制度の導入、小型船舶の特定操縦免許（事業用操縦免許）取得への修了試験の導入など、安全対策を「重層的」に強化したところです。安全・安心な小型旅客船の実現に向けて、迅速かつ適切に取り組んでまいります。

（９）公共交通機関等における防犯対策について

は、事業者に対して万全の対策を措置するよう指導するなど、引き続き関係機関と連携して取り組んでまいります。また感染症対策についても、冬期を中心とする流行の拡大に備え、利用者の安全確保及び輸送サービスの安定的な提供の観点から、引き続き適切な予防策を講じるよう、関係者と連携してまいります。

２.産業活動に不可欠な物流の効率化･円滑化

（１）「ものづくり」の一大拠点である中部地域においては、国際競争力の維持・強化等のためにも、物流分野の活性化が重要です。物流分野を取り巻く環境は、新型コロナ感染症の拡大を経て大きく変容し、Ｅコマース市場の拡大や新しい生活様式に対応した非接触・非対面型の物流への変革が進みました。また、働き方改革関連法が本年４月から適用されることとなり、物流の停滞が懸念される「２０２４年問題」が目前に迫っている状況です。

（２）中部運輸局では、総合物流施策大綱（令和３年６月閣議決定）で示された「物流ＤＸや物流標準化の推進によるサプライチェーン全体の徹底した最適化」「労働力不足対策と物流構造改革の推進」「強靭で持続可能な物流ネットワークの構築」の３つを柱として各種施策を推進しています。その後、関係閣僚会議において示された昨年６月の「物流革新に向けた政策パッケージ」、１０月の「物流革新緊急パッケージ」に基づき、「物流の効率化」、「荷主・消費者の行動変容」、「商慣行の見直し」について早期に具体的な成果が得られるよう、関係者と連携しながら各種施策を一層推進してまいります。

（３）トラック運送事業においては、「物流革新に向けた政策パッケージ」に基づき、適正な取引を阻害する疑いのある荷主企業・元請事業者への監視を強化するため、昨年７月に「トラックＧメン」が創設されました。これにより、荷主等への監視体制をさらに強化し、取引の適正化を推進してまいります。

標準運送約款及び令和２年４月に告示された「標準的な運賃」については、現在、荷待ち・荷役に係る費用、燃料高騰分、下請けに発注する際の手数料等も含めて荷主企業等に適正に転嫁できるよう、見直しが進められております。引き続き、荷主企業等への周知・徹底を強化するとともに、実勢運賃に反映されるよう努めてまいります。

（４）また、「働き方改革関連法」に基づく年９６０間を上限とする罰則付きの時間外労働規制の適用が目前に迫っています。物流の持続性を確保するため、「ホワイト物流」推進運動によりトラック輸送の生産性の向上と物流の効率化を図るとともに、「働きやすい職場認証制度」等の施策により誰でも働きやすい労働環境の実現、安定的な人材の確保を目指して、取組を進めてまいります。

（５）温室効果ガスの排出削減、流通業務の省力化による持続可能な物流体系の構築を図るため、物流総合効率化法の枠組みの下、物流施設の自動化・機械化、鉄道・船舶へのモーダルシフトや輸送網の集約・輸配送の共同化など物流の効率化を図る取組を支援します。

３．公共交通の確保･充実による豊かな地域づくりの推進

（１）誰もが自由に外出・移動が可能な社会の実現のため、地域公共交通の役割はより重要になっています。地域の実情に応じた輸送手段の確保は喫緊の課題であり、地方公共団体が中心となって、あらゆる輸送手段を柔軟に組み合わせ、まちづくり政策と連携しつつ地域モビリティ全体を再構築する交通政策が不可欠です。中部運輸局では、地域公共交通計画の策定及び計画に基づく事業への支援を進めてまいります。それぞれの地域において必要とされている輸送サービスの対象や範囲等に応じてきめ細やかに対応し、地域における取組に貢献してまいります。

（２）社会情勢やライフスタイルの変化に対応し、地域公共交通を持続可能な形で維持するため、地域交通を「リ・デザイン」（再構築）していく取組を推進してまいります。具体的には、自動運転やＭａａＳ等の「交通ＤＸ」、車両の電動化等の「交通ＧＸ」を進めつつ、「官民の共創」、「交通事業者間の共創」、「他分野を含めた共創」の「３つの共創」等を推進し、まちづくりと連携しつつ、利便性・持続可能性・生産性の向上を図ります。国土交通省では昨年、地域交通法を改正し、経営の厳しいローカル鉄道の再構築に関する仕組みの導入や、社会資本整備総合交付金の対象拡大といった支援策の拡充を行いました。中部運輸局においてもこうした新たな制度を活用し、各地で実施される取組を積極的に支援してまいります。

（３）地方部において移動ニーズが小口化・多様化する一方で、公共交通の担い手不足が顕在化してきており、交通不便地域の輸送需要に応えられない事態が生じています。昨年来、国土交通本省では『ラストワンマイル・モビリティ／自動車ＤＸ・ＧＸに関する検討会』を立ち上げ、「供給力の強化」や「地域の実情に即した多様なサービスの提供」を実現すべく、タクシーや自家用有償旅客運送の制度の見直しや運用の弾力化に着手しております。

中部運輸局では、地域・交通事業者等とともに、同検討会で示された施策を活用しながら交サービスを持続的で利便性の高いものにリ・デザインしてまいります。

（４）中部運輸局では、地域公共交通に関する施策を担う地方自治体や交通事業者を主な対象に、学識者の講演や施策の最新情報の共有を行う「地域公共交通シンポジウム」を毎年開催しています。昨年は「交通とまちづくりの連携」をテーマに開催し、約２００名の方にご参加いただきました。引き続き、有意義な情報提供ができるよう、継続してまいります。

（５）共生社会の実現に向け、ユニバーサルデザインの街づくりが求められており、旅客施設を含む公共施設等や、その経路、案内設備等の面的・一体的なバリアフリー化を一層推進していく必要があります。北陸新幹線の新駅開業や令和８年のアジア競技大会・アジアパラ競技大会の開催等を見据え、自治体のバリアフリーマスタープラン等の策定を支援・促進してまいります。また、バリアフリー教室の開催などを通して、心のバリアフリーの普及啓発にも取り組んでまいります。

４. 地域経済を支える観光の質的向上

（１）昨年３月に閣議決定された観光立国推進基本計画では、観光立国の持続可能な形での復活に向け、「持続可能な観光」、「消費額拡大」、「地方誘客促進」の３つのキーワードに特に留意しつつ、持続可能な観光地域づくり、インバウンド回復、国内交流拡大の3 つの戦略に取り組むこととしています。

（２）持続可能な観光地域づくりの体制整備のため、「日本版持続可能な観光ガイドライン（ＪＳＴＳ-D）」の実践を通じた観光ＧＸや自然環境・地域資源の保全・活用等に関する取組を支援してまいります。また、自然、文化・歴史、地場産業等の観光資源の持続可能性を高めるため、地域の観光資源の保全や活用への取組や、需要の分散・平準化や混雑を解消するためのシステム・設備の整備等への支援を行ってまいります。

（３）地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化や観光 DX 等の取組を、複数年度にわたる計画的な支援策等を活用して推進します。これにより、旅行者の利便性向上及び周遊促進、観光産業の生産性向上、経営の高度化による「稼げる地域・産業」の実現を目指してまいります。

（４）地方誘客促進によるインバウンドの拡大を図るため、「特別な体験の提供等によるインバウ

ンドの拡大を図るため、「特別な体験の提供等によるインバウンド消費の拡大・質の向上」事業、「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり」事業等を支援してまいります。

（５）昨年３月に受け入れが再開された国際クルーズ船については、日本へのさらなる寄港を促進し、地域の活性化を図ってまいります。

また、海や船を身近な存在とするために推進している「C to Seaプロジェクト」の一環として、クルージングのモデルルートである「マリンチック街道」の多地域への展開を進めてまいります。

５.防災･危機管理

（１）国土交通省では、令和２年７月に「総力戦で挑む防災・減災プロジェクト」をとりまとめました。これに基づき、中部運輸局におきましても、運輸事業者における風水害、雪害等災害時における輸送の確保、活動の維持、早期回復のための防災力の向上に取り組んでおり、「運輸防災マネジメントセミナー＆運輸防災ワークショップ」を開催するなど、引き続きプロジェクトの着実な推進に努めてまいります。

２）南海トラフ巨大地震などの大規模災害に備え、具体的な地震・津波などを想定した実践的な防災訓練を繰り返し実施しております。災害発生時に迅速かつ的確に対応できるよう、応急時の体制強化に努めるとともに、発災時における速やかな職員派遣や情報収集、代替輸送の確保等を確実に実施できるよう、関係事業者や関係地方公共団体等との連携を強化してまいります。

（３）大規模災害の発生により物流システムが寸断された場合、国民生活に甚大かつ広域的な影響が生じます。このため、各県と物流事業者との間で締結されている「災害時支援協定」がより実効的なものとなるよう努めるとともに、物流総合効率化法に基づく特定流通業務施設の民間物資拠点点リストアップの強化など、災害時の円滑な支援物資輸送の実現に向けて引き続き取り組んでまいります。

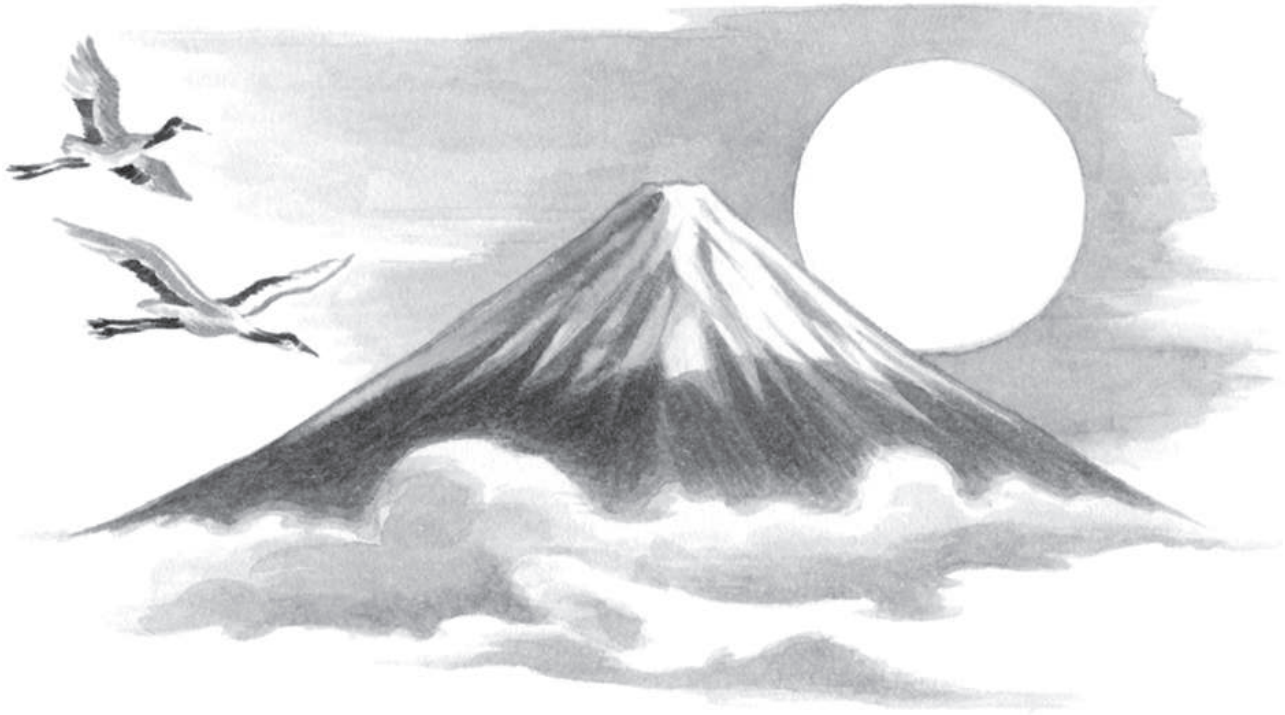

年頭のご挨拶

愛知運輸支局長
古　橋　靖　弘

あけましておめでとうございます。令和６年の新春を迎え、謹んで年頭のご挨拶を申し上げます。年の初めを節目として、皆様それぞれが、この一年の展望と思いを描いておられることと思います。

さて、昨年5月に新型コロナウイルス感染症の取扱いが5類に引き下げられたことにより、人流、物流ともに活発になり、社会経済活動が回復傾向となっています。そのような中、運輸関係事業の人材確保は担い手の不足・高齢化が問題となっており、社会基盤を支える輸送サービスに与える影響は大きなものとなっています。

また、近年は自動車社会の変革時期として、最先端技術を活用した自動運転の実用化、脱炭素化に向けた電気自動車の普及など、自動車の安全・環境性能に対する技術革新は著しく進んできています。

愛知運輸支局では、こうした交通環境の整備を図りつつ、「輸送の安全・安心の確保」、「地域公共交通の確保・維持」、「運輸・整備事業の課題解決及び人材確保・育成」、「観光振興の推進」、「自動車の安全性確保と自動車検査登録手続きの利便性向上」、「防災・危機管理」について重点的に取り組んでまいります。

１. 輸送の安全・安心の確保

輸送の安全・安心の確保は交通政策の基本であり、自動車運送事業における最優先課題です。自動車運送事業者の皆様に自ら安全性を高めていただくべく、運輸安全マネジメント制度の一層の普及、取組の徹底を図ってまいります。具体的には、各輸送モードの実態を考慮した評価を引き続き実施することにより、事業者における安全風土の醸成及び輸送の安全確保に向けた環境作りに取り組んでまいります。

現在、事業用自動車に係る交通事故総数については、全国的に増加傾向に転じています。

また、昨年は、各輸送モードにおいて死傷者の発生を伴う重大事故が複数発生しており、このような事故を未然に防ぐことが重要な課題となっています。これらの対策として、自動車運送事業者に対し、国による監査の実施と、（一財）中部貸切バス適正化センター及び愛知県貨物自動車運送適正化事業実施機関による巡回指導、運行管理者講習等により、法令遵守の徹底を図ってまいります。

さらに、中部ブロック事業用自動車安全対策会議において策定した「事業用自動車総合安全プラン２０２５中部ブロック取組計画」に基づき、運行管理業務の高度化の推進や健康起因事故防止、飲酒運転防止対策等を徹底させることにより、事業用自動車が原因となる悲惨な事故を発生させないよう取組を進めてまいります。

２. 地域公共交通の確保・維持

公共交通は、日常生活を営むうえで、また、まちづくりや経済活動を支えるうえで欠かすことのできない重要な役割を担っておりますが、昨今のコロナ禍とそれに伴う生活スタイルの変化による利用者の減少、運転手の離職などによる人手不足、燃料費や諸経費の高騰による経営圧迫など、公共交通のおかれた環境は厳しさを増しています。このような中で公共交通を維持してゆくためには、地域の基盤的サービスとして利便性・持続可能性

・生産性を高めていくことが重要であることから、国土交通省では昨年を「地域公共交通再構築元年」と位置付け、様々な支援制度を創設・拡充しました。

愛知運輸支局におきましても、地域公共交通の再構築（リ・デザイン）の推進に資する取組を、地方公共団体や交通事業者と連携しながら、積極的に支援してまいります。

また、一昨年、昨年とタクシーの運賃改定、いくつかの路線バス事業者の運賃改定が行われました。貸切バスについても昨年10月の運賃制度改正に伴い、県下の全ての貸切バス事業者が新運賃を適用するに至っています。バス・タクシーともに、運賃改定が利用者へのサービスの向上や運転者の労働条件の改善、安全投資への取組の促進につながるよう取り組みを推進してまいります。

３. 運輸・整備事業の課題解決及び人材確保・育成

自動車運送業界では、本年4月から「働き方改革関連法」に基づき、自動車の運転業務の時間外労働の上限規制の強化が実施されます。これにより、運転手の労働環境の改善が期待される一方で、輸送の担い手が不足することが懸念されています。いわゆる「２０２４年問題」として、物流の停滞が懸念される物流業界に関して、政府では「物流革新緊急パッケージ」を策定し、物流の効率化、荷主・消費者の行動変容、商慣行の見直しなどについて具体的対策を講じていくこととしておりますが、問題解決に向けては運送事業者のみならず、運送に関わる様々な関係者の理解や協力が必要なところです。

愛知運輸支局においても、必要な物流を持続的に確保し、労働者の労働条件の改善に向け「ホワイト物流推進運動」、「働きやすい職場認証制度」の推進及び荷主・運送事業者に向けた啓発セミナー等の周知活動の積極展開などに加え、昨年７月に創設された「トラックＧメン」による荷主等への監視体制の強化を着実に実施してまいります。

また、物流産業と同様に担い手の不足が深刻な課題となっている公共交通業界に関しても、若者や女性が活躍しやすい環境の整備や、県下の各ハローワーク等との連携による就職セミナーの実施など、人材確保・育成に関する対策を検討実施するとともに、SNSなどを活用した情報発信など、担い手確保の取組を支援してまいります。

自動車整備業界においても、「愛知自動車整備人材確保・育成連絡会」により、高等学校訪問や小・中学生を迎えての職場体験、児童に整備事業を身近に感じてもらうためのこども自動車整備士といった取組を通じ、自動車整備士の魅力を伝えるなどして整備人材の確保・育成に努めてまいります。

４. 観光振興の推進

昨年３月に閣議決定された観光立国推進基本計画では、観光立国の持続可能な形での復活に向け、観光の質的向上を象徴する、「持続可能な観光」、「消費額拡大」、「地方誘客促進」の3つのキーワードに特に留意し、持続可能な観光地域づくり、インバウンド回復、国内交流拡大の3つの戦略に取り組むこととしています。

中部運輸局においても、持続可能な観光地域づくりの体制整備のため、「日本版持続可能な観光ガイドライン（JSTS-D）」の実践を通じた観光ＧＸや自然環境・地域資源の保全・活用等に関する取組を推進し、中部管内の地域が旅行先として選ばれるための支援を行うこととしています。

また、春日井、豊田に加え、昨年10月に岡崎で「地方版図柄入りナンバープレート」が導入されました。これらのナンバープレートが「走る広告塔」として地域の魅力発信につながることを期待しています。

５. 自動車の安全性確保と自動車検査登録手続きの利便性向上

衝突被害軽減ブレーキ等の高度な電子制御技術を搭載した先進安全自動車については、年々普及が進んでおり、交通事故の防止に大きな効果が期待されます。交通事故の削減に向け、更なる普及啓発に努めてまいります。自動運転については、運転者を配置しない「レベル４」での自動運転移

動サービスが開始されるなど着実に技術が進展しており、自動運転の実用化による交通事故の削減につながることを期待しています。先進安全自動車の普及にあわせ、引き続き特定整備制度への移行を図るとともに、本年１０月から車載式故障診断装置を活用したＯＢＤ検査を円滑に開始するなど、更なる安全性の確保に向けた対応を進めてまいります。

自動車検査証の電子化については、ＩＣタグが貼り付けられた新たな車検証の交付が開始されてから１年が経過します。国から委託を受けた民間車検場（指定自動車整備工場）等が自社において電子車検証の有効期間の更新、検査ステッカーの印刷をすることができ、これまで必要であった運輸支局・自動車検査登録事務所への来訪が不要となり、利便性が向上する「記録等事務代行サービス」の普及促進を行ってまいります。

また、引き続き、自動車保有関係手続きにかかる申請者の負担軽減、業務の効率化のため、オンラインで一括した申請手続きを可能とするワンストップサービス（ＯＳＳ）を推進し、行政手続きの向上に取り組んでまいります。

６.防災･危機管理

昨今の地球温暖化などの影響により、集中豪雨や台風襲来など相次ぐ自然災害によって、多くの地域で甚大な被害が発生しています。昨年は、愛知県内の地域においても線状降水帯の多発など局地的な豪雨によって、避難指示等が発令される事態となりました。

運輸支局・自動車検査登録事務所では、自治体が発令する災害警戒レベルによって、業務継続の判断を早急におこない、来庁者等の人命確保を最優先に努めてまいります。

また、自然災害時における輸送の確保、活動の維持、早期回復のための防災力の向上を目的とした「運輸防災マネジメント」を確実に推進すべく取組を強化してまいります。

平時より南海トラフ巨大地震や台風による自然災害などに備え、災害発生時の迅速かつ的確な対応ができるよう、実践的な防災訓練を実施するなど、応急時の体制強化に努めるとともに、発災時における情報収集、代替輸送の確保等に迅速に対応できるよう関係機関とも連携した体制整備の強化に努めてまいります。

以上、愛知運輸支局の取組の方向性を申し述べましたが、今後とも皆様方のより一層のご理解・ご協力をお願い申し上げます。皆様にとりまして輝かしい良い年となりますことを心より祈念し、新年のご挨拶とさせていただきます。

新春のご挨拶

愛知労働局長
阿　部　　充

新春を迎え、謹んでお慶びを申し上げます。

令和６年の年頭に当たり、愛知労働局の行政運営に対する一般社団法人愛知県トラック協会並びに会員事業場の皆様の日頃からのご理解とご協力に改めて御礼申し上げますとともに、今年一年の所信の一端を述べさせていただきます。

本県では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、有効求人倍率（季節調整値）は、令和２年９月に1.02倍まで低下しました。基幹産業である自動車関連産業を中心に幅広い産業で回復の動きがあり、求人についても、業種による差異はあるものの、持ち直しの動きが広がりつつあるなど、雇用情勢は改善の基調を維持しています。令和５年10月の有効求人倍率（季節調整値）は1.35倍となっております。

一方、産業によっては、求人の提出を控える動きもあることから、一部において改善の動きが弱まっていると捉えております。また、エネルギー価格や原材料価格の上昇等が雇用に与える影響について、引き続き注視する必要があると認識しています。

愛知県最低賃金については、昨年10月１日から初めて1,000円を超えて時間額1,027円となりました。拡充された業務改善助成金等の各種支援策、賃金引き上げ特設ページ及び相談窓口としての働き方改革推進支援センターの一層の周知も図りつつ、最低賃金の履行確保と、非正規雇用労働者の労働条件確保のため、「同一労働同一賃金」の遵守の徹底に向け、取組を図ってまいります。

長時間労働の抑制については、本年４月に、これまで適用が猶予されていた自動車運転者をはじめとする適用猶予業務等に対する時間外労働の上限制が適用され、さらに、改正された改善基準告示についても令和６年４月から適用されることから、円滑な施行に向けて、労働基準監督署・ハローワーク、貴協会等の業界団体や所管官庁と連携を密にし、これらの業種・職種に対する企業の自主的な取組を促すため集中的な支援等を行います。

加えて、人手不足やドライバーの高齢化などの課題がある中、運送業界の働き方改革を推進するとともに法令遵守を図るため、「長時間にわたる荷待ち時間や無理な到着時間の設定等」について、労働基準監督署から発着荷主等に対して、配慮（長時間の恒常的な荷待ち時間を発生させないように努めること等）を要請する取組を継続して進めていくこととしています。

安全衛生については、リスクアセスメントのプロセスと生産性等の向上を図るプロセスを一体的に行う「安全経営あいち®」を掲げ、より前向きで、自律した安全衛生管理の推進を支援してまいります。

労働保険制度については、加入促進と適正な労働保険料徴収を推進するとともに、各種手続きが簡単・便利になる電子申請の周知・広報を積極的に展開してまいります。

さらに、多様な人材が活躍できるよう、女性活躍、育児・介護と仕事の両立、各種ハラスメント防止対策を引き続き推進してまいります。とりわけ「男女の賃金の差異」、「男性労働者の育児休業取得率」の公表をきっかけとして、各企業の女性活躍の取組が進み、男性の育児休業取得が促進されるよう周知を図ってまいります。

障害者雇用対策については、本年以降、法定雇用率の引き上げ及び一部の業種に認められている除外率の引き下げを予定しております。また、昨年度の障害者雇用促進法の改正により、数のみでなく、障害者の能力開発・向上が事業主の義務とされ、雇用の質についても問われているところです。各ハローワークでは、関係機関と連携しつつ障害者及び企業の皆様に寄り添った支援を進めてまいります。

併せて、「人への投資」を強化するとともに、産業構造の変化に伴うデジタル人材等の需要の高まりや人材不足の状況に対し、ＩＴスキル向上促進のための公的職業訓練の実施や生産性向上支援訓練を積極的に展開してまいります。併せて、人材開発支援助成金等の活用促進にも注力してまいります。

以上、本年も多様な課題に適切に対応していく所存ですので、皆様のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本年が皆様にとってより良い年になるよう衷心より祈念いたしまして、年頭のご挨拶といたします。

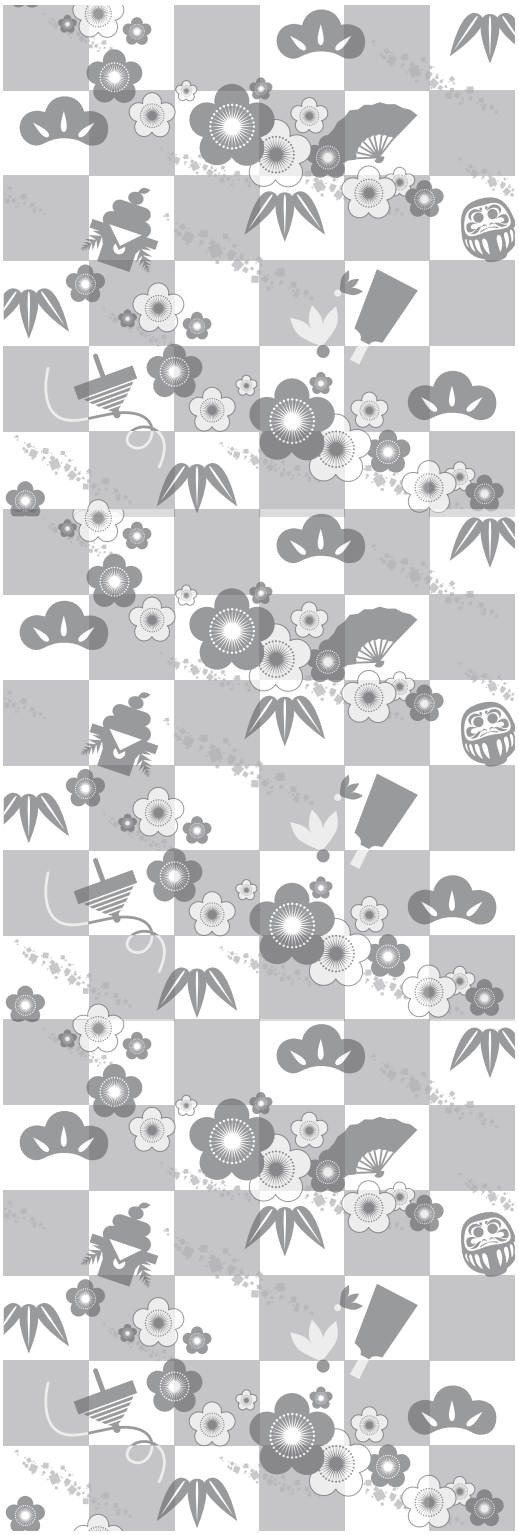

新年のご挨拶

愛知県警察本部長
鎌　田　徹　郎

あけましておめでとうございます。

会員の皆様方におかれましては、令和６年の輝かしい新春を御家族ともども健やかに迎えられましたことを心よりお慶び申し上げます。

また、日頃から交通安全活動をはじめ、警察行政の各般にわたり格別の御支援と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年は、皆様方のお力添えを賜りながら、交通死亡事故の抑止に向けて様々な対策を展開してまいりましたが、多くの尊い命が交通事故により失われました。

昨年の交通死亡事故の特徴を見てみますと、死者数に占める高齢者の割合は依然として高く、歩行者、交差点での事故が多発したほか、飲酒運転に起因する事故や横断歩道上での死亡事故が目立つなど、ドライバーの規範意識の低さが窺われる事故が後を絶たない一方で、歩行者の信号無視や道路の斜め横断等に起因する重大事故も多発しました。

県警察といたしましては、昨年の結果を重く受け止め、本年も「交通死亡事故の抑止」を最重要課題の一つに掲げ、「高齢者」、「歩行者」、「自転車」及び「交差点」を柱とした諸対策を、組織の総力を挙げて取り組んでまいります。

具体的には交通事故情勢を踏まえ、高度な交通事故分析を行うとともに、その結果に基づき、ドライバーや自転車、歩行者の特性等に応じたきめ細かな対策を図りながら、こどもや高齢者をはじめとする歩行者の保護、自転車や特定小型原動機付自転車などの小型モビリティに対する交通ルール遵守の徹底及び安全利用の促進、飲酒運転や横断歩行者妨害等の重大事故に直結する交通違反の取締りの強化等の総合的な交通事故抑止対策を推進してまいります。

交通事故は、県民の誰もが当事者となるおそれのある身近な問題であり、安全な交通社会を実現するためには、県民一人一人が交通安全意識を高め、道路を利用する全ての人がそれぞれ相手の立場に配慮し、思いやりの気持ちを持って行動することが重要であると考えております。

皆様方におかれましては、本年も県警察、自治体、関係機関・団体等の取組みがより効果的なものとなりますよう、御支援と御協力をお願い申し上げます。

結びに、本年が皆様方にとりまして幸多い年でありますよう祈念申し上げまして、新年の御挨拶とさせていただきます。

年 頭 の 辞

公益社団法人　全日本トラック協会会長
坂 本 克 己

令和６年を迎えるにあたり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

２０２４年４月からトラックドライバーの時間外労働の年９６０時間上限規制と改正改善基準告示が適用されます。ドライバーの労働時間が短くなることで輸送能力が不足し、何も対策を講じなければ物流が停滞しかねなくなるほか、我が国の物流を維持していくためにドライバーが長時間労働をせざるを得なくなるなどといった様々な問題が懸念される「物流の２０２４年問題」が、いよいよ目前に迫ってまいりました。

政府では、昨年６月に「物流革新に向けた政策パッケージ」を取りまとめたのに続き、同１０月には「物流革新緊急パッケージ」を取りまとめました。政策パッケージでは、政府を挙げて「物流の効率化」、「荷主・消費者の行動変容」、「商慣行の見直し」に取り組んでいくことが掲げられており、２０２４年４月が迫るなか、賃上げや人材確保など早期に具体的な成果が得られるよう、各施策に取り組む方針が明確にされました。全日本トラック協会としても、国民生活と我が国の経済活動を支えるトラック輸送を維持していくため、実り大きな１年となるよう、政府・与党などと連携しながら取り組みを推進してまいります。

トラック輸送産業は、エッセンシャルワーカーであるドライバーの皆さんのたゆまぬ努力により、全国各地で地域の経済と人々の暮らしを支えており、公共交通機関としての重責を担うとともに、地方創生の旗頭として、高い評価を得てまいりました。「物流の２０２４年問題」という、業界にとっての一大転換点を強い結束力で乗り越え、引き続き我が国の経済活動を支え続けていくために、全ト協では政府と一体となって「物流の２０２４年問題」解決に精一杯取り組んでまいります。

国際競争に打ち勝つ強固な物流の実現に向け、ドライバーの皆さんは、まさに日本経済の一翼を担う真のエッセンシャルワーカーであり続けなければなりません。

一方で、「２０２４年問題」は２０２４年さえ乗り越えれば終わるという一過性の課題ではなく、一般労働者と同程度の労働時間の実現に向けて、今後もさらなる労働時間短縮への取り組みが求められてきます。また、労働力不足や商慣行の見直しなどへの対応も求められてくるため、２０３０年の輸送力不足も見据えて、様々な対策に中長期的に取り組んでいく必要があります。２０２４年がゴールなのではなく、我が国の「物流革新」に向けた取り組みは今がスタートだと考えなければなりません。

全ト協としましては、非効率な商慣行の見直しやＤＸ等による物流の効率化・生産性の向上を図る「イノベーション」を何としても実現させ、一般消費者、トラック運送事業者やドライバー、荷主の三者が発展する「三方良し」の社会を実現させるべく、政府などと連携しながら様々な取り組みを進めてまいります。

昨年６月には、皆様方のご協力を頂戴しながら、私が先頭に立って実現に取り組んできた貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律が可決・成立し、「標準的な運賃」「荷主対策の深度化」の制度が当分の間延長されることになりました。

さらに、荷待ち・荷役に係る費用、燃料高騰分、下請に発注する際の手数料等も含めて、荷主企業等に適正に転嫁できるよう、国土交通省に設置された「標準的な運賃・標準運送約款の見直しに向けた検討会」において「標準的な運賃」と「標準運送約款」見直しに向けた議論が進められ、昨年末に見直しに向けた提言が取りまとめられました。

「標準的な運賃」「燃料価格の高騰分」については、荷主からしっかり収受しなければなりません。また、燃料サーチャージは運賃とは別建てで収受するほか、高速道路料金についても荷主から収受していくために、各事業者において荷主としっかり交渉を行う必要があります。関係行政機関ではできる限りの施策を実施していただいており、適正運賃・料金収受への外堀を埋めてくださいました。さらに、内堀を埋めるべく、次期通常国会には適正運賃収受、賃上げの実現等の環境整備に向け、内閣法が提出される予定です。あとは、政府が現在進めている持続的な賃上げを実現させるために、会員事業者が荷主等に対して体当たりで交渉を行い、適正運賃・料金収受を勝ち取り、ドライバーの賃金水準の向上など待遇改善を実現させて、「自信と誇り」が持てる職業にしていかなければなりません。

そのためには、荷主が運賃交渉に応じない、また荷主や配送先の都合による長時間の荷待ち、契約にない附帯作業をさせられるなど、国交省による勧告や要請などの対象となる違反原因行為の疑いがある荷主企業に関する情報をトラックＧメンへ提供いただきたいと考えております。トラックＧメンと連携し、商慣行の見直しに向けた取り組みを加速していくことで、荷主とトラック運送事業者の立場が対等になることを確信しております。

さらに公正取引委員会では昨年１１月、内閣官房と連名で「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を取りまとめており、運賃交渉に応じない荷主に対しては独占禁止法および下請代金法に基づき厳正に対処していく方針が示されております。

トラック運送業界は、「安全で安心な輸送サービスを提供し続けること」が社会的使命であり、常に「安全」を最優先課題と位置付けながら事業を進めていく必要があります。一方で、昨年は事業用貨物自動車が第１当事者となる死亡事故件数が前年よりも増加したほか、大型車による車輪脱落事故も多く発生しております。

会員事業者の皆様におかれましては、「今一度基本に立ち返り」、グリーンナンバーの自信と誇りを胸に安全運行の徹底に努め、国民の皆様に安心していただけるような輸送の確保に努めていただきたいと考えております。

また、「物流革新に向けた政策パッケージ」において、「物流拠点の機能強化や物流ネットワークの形成支援」や「労働生産性向上に向けた利用しやすい高速道路料金の実現」が明記されました。全ト協としましては、引き続き、道路を使用するドライバーの労働環境の改善を図るため、暫定２車線区間の４車線化やミッシングリンクの解消、渋滞対策の推進のほか、高速道路のＳＡ・ＰＡなどにおける駐車スペースの拡充や多くの運送事業者の輸送効率化に資する高速道路の利用を一層推進していく観点から、大口・多頻度割引の拡充措置の継続等について、政府・与党に対して強力に要望活動を行ってまいります。

トラック運送業界にとって、２０２４年はまさに正念場ともいえる１年を迎えることになると思いますが、「我々トラック運送業界こそが、我が国の経済活動を力強く支えている」という強い気概をもちながら、業界が一丸となってこの難局を打破してまいりたいと考えております。会員事業者の皆様からのご理解に改めて感謝申し上げるとともに、さらなるご協力を切にお願いしながら、新年の挨拶とさせていただきます。

第７回　常任理事会

第４回　理　　事　　会

令和５年12月13日（水）11時00分から
中部トラック総合研修センター 多目的ホールで開催

（審 議 事 項）

1. 総務委員会からの答申について

(1) 近代化基金融資申込み推薦の可否について（11月分）

議長は、財務室財務課 柴田課長に指示し、資料（総審議1）につき説明させた。

（答申事項）

1. 第13回ポスト新長期規制適合車導入に係る
近代化基金融資（11月分申請）申込について

11月　―　3件　　45,470千円　―

議長は、慎重審議の後、本議案の賛否を議場に諮ったところ、
出席理事の過半数の賛成があり、原案どおり承認可決された。

(2) トラック会館整備事業に伴う近代化基金の取崩について

議長は、財務室 杉本次長に指示し、資料（総審議2）につき説明させた。

（概　要）

愛知県トラック会館については、建設から40年以上経過し施設の老朽化による修繕などの維持管理コストの増大に加え、将来発生が予想される大規模災害時におけるBCP主要拠点として機能強化の早期実現が喫緊の課題となっている。

こうした状況を踏まえ、令和3年12月7日の理事会においてトラック会館の建て替えの基本構想について機関決定された。新トラック会館については、環境に配慮したZEB仕様の建物を整備して省エネによるコスト低減を図るとともに、行政からの要請に基づき緊急時における迅速かつ効率的な役割を担うための拠点として整備する。

議長は、慎重審議の後、本議案の賛否を議場に諮ったところ、
出席理事の過半数の賛成があり、原案どおり承認可決された。

(3) 業務施設運営専門委員会からの答申について
議長は、財務室 杉本次長に指示し、資料（総審議 3）につき説明させた。

（答申事項）
1. トラック会館整備事業に伴う施設運営積立金の取崩しについて

・毎年長期改修計画に基づき愛知県からの交付金によって造成してきた施設運営基金と自主財源による施設運営積立金を取り崩して充てる他、不足分については近代化基金を一部取り崩して充当する計画である。

議長は、慎重審議の後、本議案の賛否を議場に諮ったところ、
出席理事の過半数の賛成があり、原案どおり承認可決された。

2. 研修事業運営委員会からの答申について
議長は、研修部研修課 田中課長に指示し、資料(審議 2) につき説明させた。

（答申事項）
1. 令和 6 年度 研修内容(実施回数)について（案）

令和 6 年度 実施計画数

研修の種類	実施回数(回)	年間受講者数(名)
12	147	1,802

2. 令和 6 年度 研修受講料について（案）

・研修の種別と受講料の額は、「研修事業運営規程」第 10 条(研修等に関する料金)の規定において、毎年度、「研修受講料」を定めることとしているため、審議 2-資料 2 の通り定める。

3. 令和６年度 資格認定講座(物流安全管理士・物流大学校)について（案）

《物流安全管理士講座 令和６年度開講に向けた主な見直しのポイント》

・令和５年度より、座学だけでなく実習(実技)を取り入れたカリキュラムを多数実施し、受講生からも大変好評だった。
・令和６年度は、講義日程を１日追加し、人材育成の観点から物流安全管理士として得た知識を人に合わせて正しくアウトプットできる方法を学ぶ、コーチング講座を新たに取り入れる。

《物流大学校講座 令和６年度開講に向けた主な見直しのポイント》

・受講生のアンケート結果をもとにカリキュラムを見直し、営業戦略やコーチングの講義を取り入れ、今以上に有益な講座内容とする。
・受講メリットの一つである受講生間の人脈づくりの一環として、交流会を開催する。

4. 令和６年度 安全指導業務(講習・診断)実施計画について（案）

《令和６年度 講習(基礎・一般)実施計画について（案）》

・基礎講習は、運行管理者試験の受験資格の一つとなっているため、試験月以外の計 10 回の開催とする。また、一般講習は選任されている運行管理者が２年度に１度受講が必要な義務講習であることから、出張型を含め 22 回の開催とし、受講日程を多くの候補日から選べるよう計画する。

《出張一般講習の開催について》

・研修センターが所在する みよし市近辺以外に営業所がある愛ト協会員事業者にも受講しやすい環境とするため、令和３年度から実施している出張型の一般講習を継続する。

《令和６年度 適性診断 実施計画について（案）》

・利用事業者が多くの日程から受診日を選択できるよう実施回数及び実施人数は、令和５年度から概ね継続した内容で計画する。また、原則、１日２回(午前・午後)の実施とし、１回あたりの受診人数は初任診断９名・適齢診断３名の合計 12 名にて対応する。
・また、外国人受診者が増加していることから、様々な外国人にも対応できるように、翻訳したカウンセリング用紙を作成する等、受診しやすい環境を整えていきたい。

《令和６年度 一般診断の実施について》

・令和６年度は、協会 HP 並びにトラックあいち等で広報する等、受診希望者からの依頼により随時実施する。実施方法は、以下のとおりとする。

① 研修センターに来訪し受診する方法

② スーツケースに格納された診断機器を貸出し事業者が自ら各事務所で実施する。※会員限定

議長は、慎重審議の後、本議案の賛否を議場に諮ったところ、
出席理事の過半数の賛成があり、原案どおり承認可決された。

3. 入退会の承認について

議長は、総務部 長谷川部長に指示し、資料(審議 3) につき説明させた。

（概　要）

入会 4 社/ 退会 8 社

令和 5 年 12 月 13 日時点　総会員数 2,694 社

議長は、慎重審議の後、本議案の賛否を議場に諮ったところ、
出席理事の過半数の賛成があり、原案どおり承認可決された。

（報 告 事 項）

1. 定款第 23 条に基づく業務報告について

議長は、中川専務理事に指示し、資料(報告 1) につき報告させた。

定款 第 23 条 第 8 項の規程において、会長、副会長、専務理事及び常務理事は、自己の職務の執行の状況を毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で、二回以上理事会で報告しなければならないため、令和 5 年 4 月 1 日～令和 5 年 9 月 30 日までの総会・正副会長会議・常任理事会・理事会・各委員会の開催状況について報告した。

2. 令和５年度 賀詞交歓会の開催について

議長は、総務部 長谷川部長に指示し、資料(報告 2) につき報告させた。

開催日時　令和６年１月 19 日（金）17 時 30 分～
開催場所　名古屋東急ホテル（名古屋市中区栄４丁目 6-8）
参加人数　240 名予定
会　　費　5,000 円 / １名

3. 交通事故情勢について

議長は、業務部業務課 鈴木課長に指示し、資料(報告 3) につき報告させた。

【県内事故】（令和５年 11 月）

集計数	月計			年計		
種別	件数	負傷者数	死者数	件数	負傷者数	死者数
発生率	2,204	2,552	11	22,094	26,105	134
前年比	-33	-46	-2	653	766	10

【事業用トラック】（令和５年 11 月）

	件数（月）	死者数(月)	件数（年）	死者数(年)
事業用	0	0	19	19
会員	0	0	5	5
第一原因	0	0	2	2

議長は本日の審議・報告事項が終了したことを確認し、閉会を告げた。

新　入　会　員

支部	名　　称	所　在　地	代表者	車両数			電　話
				大	中	小	
第一	（株）雄飛	〒462-0804 名古屋市北区上飯田南町5-3-303	丹羽　雄介	0	9	1	(052) 938-5275 FAX 938-5275
第四	（株）シーガルロジ	〒454-0936 名古屋市中川区高杉町338番地	大城　聡	0	0	5	(052) 655-6766 FAX 050-3153-1584
西三	青伸産業運輸（株）	〒198-0024 東京都青梅市新町8-24-9 (連) 〒471-0853 豊田市細谷町2-24	梅田　純一	5	1	1	(0565) 42-2606 FAX 42-2607
東三	竹内運送（株）	〒443-0021 蒲郡市三谷町東1丁目4番地 (連) 〒443-0021 蒲郡市三谷町弥生1丁目5番地レジデンス木の実101号	竹内　雅彦	1	3	1	(0533) 79-8698 FAX 79-8698

退　会　会　員

支部	名　　称	所　在　地
第一	（株）MONOLITH	名古屋市西区
第二	中部興産（株）	愛西市
尾東	ティーケイ物流（有）	犬山市
知多	(有) オーティ・トランスポート	日進市
西三	ディーエヌシー物流（株）	岡崎市
西三	（株）セイカ運輸	碧南市
東三	（有）丸次運送	蒲郡市
東三	（有）フジイ輸送	西尾市

会員事業者名称等変更

受　付	変更内容	支部	新	旧
令和5年12月1日	事業者住所 連絡先住所	第三	橋元運輸株式会社	
			名古屋市港区名港一丁目20番6号 大昂築地センタービル2階	名古屋市港区名港1-4-20
			455-0037	455-0037
			名古屋市港区名港一丁目20番6号 大昂築地センタービル2階	名古屋市港区名港1-4-20
令和5年12月8日	事業者名 代表者	第三	株式会社ワイエスサービス	有限会社ワイエスサービス
			六浦　廣幸	小島　節子
令和5年11月22日	代表者	第四	丸全トランスポート株式会社 中部支社	
			萱野　竜茂	豊田　康介
令和5年11月22日	事業者住所 連絡先住所 電話番号 ＦＡＸ番号	第四	株式会社WORKS	
			名古屋市名東区牧の里二丁目1802-2	名古屋市港区入船二丁目2番4号 ライトクロト名港2階
			465-0068	455-0032
			名古屋市名東区牧の里二丁目1802-2	名古屋市港区入船二丁目2番4号 ライトクロト名港2階
			052-753-7820	052-387-5131
			052-753-7821	052-387-5132
令和5年11月30日	代表者	第四	祖父江運輸株式会社	
			山野　重勝	祖父江　一雅
令和5年11月22日	電話番号 ＦＡＸ番号	尾東	有限会社泉陽	
			0531-27-8222	0568-33-5152
			0531-27-8223	0568-36-4571
令和5年11月24日	事業者名 代表者	尾東	株式会社SRロジスティクス	株式会社サンライズ 小牧営業所
			丸野　敏喜	柳澤　伸光
令和5年12月5日	連絡先住所	尾東	株式会社プロフィットジャパン	
			485-0063	485-0058
			小牧市藤島町鏡池78-1	小牧市小木5丁目318番地
令和5年11月24日	代表者	尾西	みずしま急配株式会社	
			山内　優一郎	鵜飼　雅弘
令和5年11月27日	連絡先住所 ＦＡＸ番号	尾西	株式会社三裕	
			495-0012	495-0002
			稲沢市祖父江町本甲神明北52-1 パールコート102	稲沢市祖父江町山崎鶴塚２８４
			052-855-4228	0587-97-7486
令和5年11月27日	支部	尾西	チトセ有限会社	
			尾東支部	尾西支部
令和5年12月4日	事業者住所 連絡先住所 電話番号 ＦＡＸ番号	尾西	株式会社Nefeat	
			北名古屋市中之郷八反68番地	北名古屋市中之郷栗島48番地
			481-0045	481-0045
			北名古屋市中之郷八反68番地	北名古屋市中之郷栗島48番地
			0568-70-0323	0568-48-1565
			0568-70-0813	0568-48-1566
令和5年12月6日	連絡先住所 電話番号 ＦＡＸ番号	西三	東海ＹＭトランス株式会社	
			454-0964	475-0035
			名古屋市中川区富永2丁目56番地	半田市中億田町68
			052-301-1003	0569-26-6452
			052-301-1013	0569-26-7906

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和５年 12 月 26 日
物流・自動車局
自動車整備課

車に関わる全ての皆様へお願いです

国土交通省から車に関わる全ての皆様へお願いです。
周りの、そして自分の人生を一変させてしまう前に、もう一度、ご自身の車のタイヤ点検をしてみませんか？

近年、大型車のタイヤ脱落事故は増加傾向にあり、これまで国土交通省においてはタイヤ脱落事故防止に関する取組みを進めてまいりました。しかし、令和5年度の事故件数は 11 月末時点でほぼ昨年度と同じ件数となっており、冬季を迎え、大型車に限らず自家用車のタイヤ脱落による重大事故も発生しています。

そのような状況を踏まえ、国土交通省では、国民の皆様へタイヤ脱落事故の危険性を認識していただきたいため、再度啓発いたします。

事故後に後悔しないためにも、適切な脱着作業や増し締めを実施してください。

タイヤ脱着後や運転前にもう一度、タイヤの確認作業をしてみませんか？

【大型車のタイヤ脱落事故の状況】

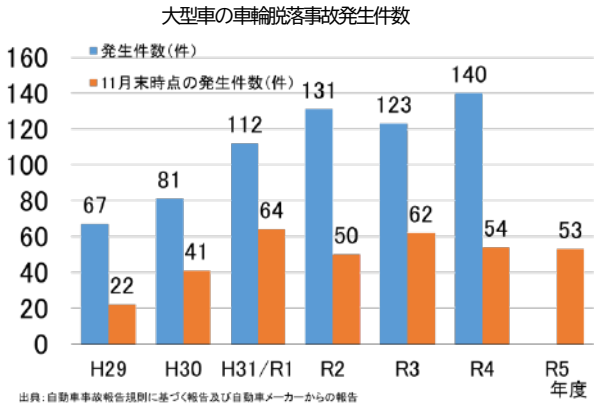

※令和5年度については速報値

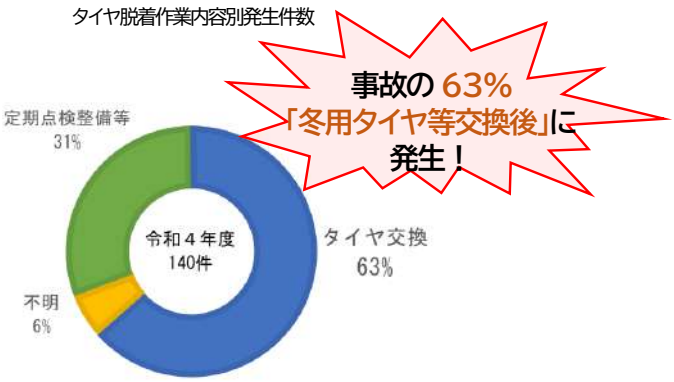

出典:令和4年度「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会資料」

重大事故は、あなたの“タイヤ脱着作業後・運転前のチェック”で防げる可能性があります！

【添付資料】
タイヤ脱落事故防止啓発チラシ

【大型車タイヤ脱着作業のポイント】
https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha/tenkenseibi/tenken/t2/t2-1/#4point

〈問い合わせ先〉
物流・自動車局　自動車整備課　杉本、森山、坂本、本田
代表:03-5253-8111（内線：42412, 42413）　直通:03-5253-8599

2023年度Gマーク
愛知県内で625事業所が認定

（公社）全日本トラック協会は、１２月１５日、トラック運送事業者の交通安全対策等について、事業所単位における取り組みを評価し、一定の基準をクリアした事業所を『安全性優良事業所』として認定する「２０２３年度貨物自動車運送事業安全性評価事業」（Gマーク制度）の評価を決定し、愛知県内の事業所で新規・更新を合わせた６２５事業所が認定されました。

愛知県内のGマーク認定事業所数は１，９３１事業所となり、県内の全事業所数（５両未満事業所を除く）の４１．３%になりました。（２０２３年１２月１５日現在）

新規申請	初回更新	２回目更新	３回目更新	４回目更新	５回目更新	６回目更新
７７ 事業所	８９ 事業所	６７ 事業所	８７ 事業所	１４１ 事業所	７３ 事業所	９１ 事業所

合計　６２５　事業所

また、今年度６回目更新となる９１事業所については、２００３年の制度発足から長きにわたり安全運行の実績を積み上げられたことから、長期認定事業所として、新たにデザインした「ゴールドGマーク」ステッカーを使用することができます。

まだＧマークを取得していない事業者（事業所）の皆様におかれましては、交通安全対策等、輸送の安全に取り組み、一定の基準をクリアしている証として、２０２４年度の申請・取得を検討してみてはいかがでしょうか。

Ｇマーク認定後の大切なお知らせ

会社名、営業所の名称や住所を変更した場合、（公社）全日本トラック協会に対し、届出が必要です。
届出を行わないと、「更新のご案内」ハガキが届かない場合がありますので、ご注意ください。

提出書類

①登録事項変更届出書（全日本トラック協会ＨＰからダウンロード）
②愛知県運輸支局に提出した届出書類の写し
③Gマーク認定継続に係る自認書（譲渡譲受、統合、分割等があった場合のみ）

下記の宛先にご提出ください。
※愛知県以外の営業所については、当該営業所が所在する各都道府県トラック協会に提出してください。

有効期限が過ぎたGマーク認定ステッカーの貼付にご注意ください

お問い合わせ　〒４７０－０２０７　みよし市福谷町西ノ洞２１－１２７
（一社）愛知県トラック協会　適正化事業部　適正化事業課
ＴＥＬ：０５６１－７６－２２４２

第31期　物流大学校講座　修了式

令和５年12月５日（火）中部トラック総合研修センターにおいて、第31期物流大学校講座の修了式および成績優秀者の表彰を行い、57名の修了者は、（公社）全日本トラック協会認定の「物流経営士」資格を取得されました。

■今期修了者数

57名　／　累計　1,656名

■物流経営士

全国累計認定数　2,301名

■成績優秀者

【全日本トラック協会長賞】

ホイテクノ物流株式会社　山田　卓郎　様

出席率・修了論文・試験の結果により最も優秀な成績を収められた山田様に、（公社）全日本トラック協会理事長　若林　陽介　様より授与されました。

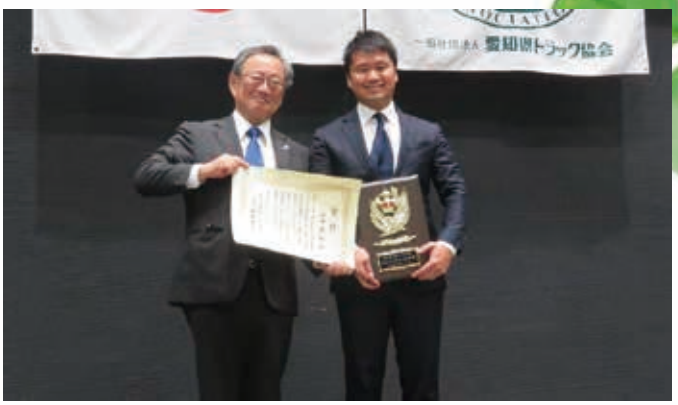

【中部運輸局長賞】

アイチ物流株式会社　櫨　和弘　様

株式会社イトー急行　中島　拓人　様

ホイテクノ物流株式会社　横山　達郎　様

株式会社メイコン　大脇　隆宏　様

カリツー株式会社　杉浦　順二　様

中部運輸局　自動車交通部　部長　白木　広治　様より５名の方に授与されました。

【愛知県トラック協会長賞】

アキタ株式会社　原田　謙治　様

東山株式会社　長谷川　貴子　様

三栄運輸株式会社　神谷　洋一　様

豊運輸株式会社　植原　忠士　様

名鉄運輸株式会社　加藤　裕也　様

寺岡会長より5名の方に授与されました。

修了者の皆様、おめでとうございます

物流大学校講座のあゆみ

～物流と経営を総合的に学ぶ、日本で唯一の総合物流講座～

物流業界の第一線で活躍している実務経験者・学識経験者・物流経営士を講師として、法律、財務、経営、労務、経営戦略、人材育成手法など経営者にとって必要とされる知識及び技術を学びました。

この日から８カ月間、共に学ぶ仲間との初めての顔合わせでしたが、皆さん積極的に交流されていました。

グループワークでは仲間と一緒に問題に取り組み、より仲が深まりました。

第 31 期

今年度は研修センター食堂にて懇親会を開催しました。
「話す機会があまりなかったので、懇親会があって良かった」
とのお声をいただきました。

最優秀賞である全日本トラック協会長賞を授与された
ホイテクノ物流株式会社　山田　卓郎様に物流大学校講座を終えての感想をお聞きしました。

講座を通じて、物流業界の基礎知識のみならず財務・経営戦略・DX・GX・人財など多様な観点からの知識を身に付けることが出来ました。また、同業の現役経営者の方や専門家の方などの具体的な事例は大変参考になり即日自社に採り入れた内容もあるほど実践的でした。このような機会を頂いた講師の皆様、愛知県トラック協会様、また一緒に受講をし様々な意見交換や交流をさせて頂いた受講生の皆様にも改めて感謝を申し上げます。この講座で身に付けた知識をベースに今後も業界の発展・健全化に向けて研鑽して参ります。

第 32 期生お申込みは2月 1 日 9:00～愛ト協 HP にて公開

令和5年度　運行管理者等指導講習　開催案内

一般講習・基礎講習

開 催 日	会　　場
【基礎講習】※３日間 令和６年　２月　５日（月）～７日（水）	中部トラック総合研修センター　第２．３研修室 （みよし市福谷町西ノ洞 21-127）
【一般講習】 令和６年　２月　８日（木）	中部トラック総合研修センター　ホール他 （みよし市福谷町西ノ洞 21-127）
【出張一般講習】 令和６年　２月２１日（水）	蒲郡市民会館　大会議室 （蒲郡市栄町 3-30）
【一般講習】 令和６年　３月　６日（水）	中部トラック総合研修センター　ホール他 （みよし市福谷町西ノ洞 21-127）
【出張一般講習】 ３月中に小牧市内において開催予定	小牧市内

※定員になり次第締め切りますので、ご了承ください。

講習時間：　９：３０～１６：３０　**※講習時間は、会場により若干前後します。**

受 講 料：
【一般講習】愛ト協会員：　２，０００円　　左記以外：　７，７００円
【基礎講習】愛ト協会員：１１，０００円　　左記以外：１５，４００円
※受講料は消費税込み

お申し込みは簡単便利な予約システムをご利用ください！

愛知県トラック協会 で検索もしくはコチラから！ →

【問合せ先】
（一社）愛知県トラック協会　研修部研修課　☎ 0561-36-1010

支部だより

01 立哨活動

支　部	開催日	場　所	内　容
尾　西	12月８日	キリンビール名古屋工場	年末の交通安全県民運動に伴う啓発活動

尾西　キリンビール名古屋工場

燃油価格高騰に対する経営支援要望について

12月８日（金）、愛知県トラック協会（内田副会長）は愛知県議会議事堂にて、自由民主党愛知県議員団運輸振興議員連盟（会長：石塚 吾歩路 議員）同行のもと、矢野経済産業局長と面談しました。

面談では、令和５年度の国の補正予算において、地方創生臨時交付金「重点支援地方交付金」に追加予算が計上され、支援推奨事業として新たに「物流」が追加されたことに伴い、燃油価格高騰に直面するトラック運送業界に対し、本予算を活用したトラック業界向けの経営支援を行っていただくよう強く要望しました。

（写真左より）
鈴木雅博議員、丹羽洋章議員、島倉誠議員、矢野経済産業局長、内田副会長、石塚吾歩路議員、南部文宏議員

名古屋高速道路公社に対する要望について

12月26日（火）、愛知県トラック協会（寺岡会長）は名古屋高速道路公社にて、自由民主党愛知県議員団運輸振興議員連盟（会長：石塚 吾歩路 議員）同行のもと、松井理事長はじめ公社幹部と面談しました。

面談では、2024年問題を目前に控える中、定時性・速達性の高い高速道路をより有効に利用し、ひいては国民や荷主のニーズに応えた我が国の経済活動への貢献が可能となるよう、名古屋高速道路における最高速度の引上げに関して要望・意見交換を行いました。

（写真左より）
南部文宏議員、石塚吾歩路議員、寺岡会長、松井理事長、内田副会長、中川専務

貨物集配中の車両に係る駐車規制の見直しに関する要望活動を実施

愛知県トラック協会は、12月18日、貨物集配中の車両に係る駐車規制の見直しに関する要望書を愛知県警察本部の依田交通部長に提出しました。会員事業者に対するアンケート調査の結果、ドライバーが駐車場所に苦慮している実態が浮かび上がりました。このため、会員事業者から集約した駐車規制の見直しに関する要望箇所も併せて提出し、早急に検討いただくよう依田交通部長に要望しました。

依田交通部長に要望書を提出する加藤副会長（左）
（令和5年12月18日、愛知県警察本部 交通部長室）

令和５年１２月１８日

愛知県警察本部　交通部
部 長　　依 田 龍 次 郎　殿

一般社団法人愛知県トラック協会
会 長　　寺 岡 洋 一

貨物集配中の車両に係る駐車規制の見直しに関する要望書

平素は、トラック運送業界に対し格別なるご指導、ご鞭撻を賜り、厚く御礼申し上げます。

私どもトラック運送業界は、県民生活と産業活動に欠かせぬ公共的物流サービスを提供する重要な使命を担っており、そのために日夜懸命に努力しております。

しかしながら、昨今の輸送ニーズの多様化において、集荷・配達の迅速性とドアツードアの便益が求められる一方で、貨物の集荷・配達業務および引越業務において、駐車の必要性は不可避です。特に、都市部においては、荷捌きスペースの不足や駐車スペースの確保が難しい状況が多く、運転者に不必要なストレスを与え、運転者の労働時間の増加や労働環境の悪化を招く一因となっており、業界の労働力不足が一段と深刻化しています。今回、会員事業者に対しアンケート調査を実施したところ、ドライバーが駐車場所に苦慮している実態が浮き彫りになりました。

このような背景の下、警察庁交通局長から各都道府県警察長宛「貨物集配中の車両に係る駐車規制の見直しに向けた継続的な取組の推進について」（令和５年２月９日付）の通達が発出され、貨物の集配等を行う事業者団体等からの要望が実際に提出されている場所から検討することと記載されています。

つきましては、今後、都市内の物流を円滑かつ安定的に運営し、安全な輸送を確保するため、貨物集配中の車両に係る駐車規制を緩和していただきたく、下記のとおり要望いたします。

何卒、格別のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

１．「貨物専用駐車枠」の更なる増設と当該専用枠において一般車両が駐車しないような措置を講じていただきたい。

２．貨物の集配に相当な時間を要する集合住宅、中高層オフィスビル等の建物の付近や中低層の小規模ビル等が密集する市街地等で貨物集配中の車両の駐車場が十分に整備されていない場所等に駐車スペースを設置していただきたい。

３．愛知県警察のホームページ等において、貨物集配中の貨物車に配慮した駐車規制実施場所（貨物車駐車可規制区間・トラックベイ）の公表をしていただきたい。

以上

オンライン配信

運行管理業務の再確認！

令和5年度
第3回 適正化事業フォローアップ研修会 新規許可事業者研修会

これまで新規許可事業者や巡回指導時の評価を基に、対象事業者のみに上記研修会を行っていましたが、令和3年度より対象以外の会員の皆様にも研修会の様子ご試聴いただけるようにオンライン配信を開始しました。

日　時　令和6年 2月 21日（水）13:00 – 16:30

申込み締切：令和6年2月16日(金)

視聴方法　申込み時メールアドレスへ配信当日迄にURLをご案内いたします。

第1部
13:00 – 14:00
「事業管理及び関係帳票類の作成について」
講師：愛知県貨物自動車運送適正化事業実施機関　指導員

第2部
14:15 – 15:15
「トラック運転者の労働時間等の改善基準の留意点について」
講師：愛知労働局　労働基準部　監督課　特別司法監督官

第3部
15:30 – 16:30
「中部運輸局管内における行政の取組事例
監査方針や処分事例等について」
講師：中部運輸局　愛知運輸支局　監査担当・保安担当

ご視聴をご希望の方は下記よりお申込みください。
愛ト協HP　https://ssl.aitokyo.jp/
セミナーの開催

研修会・配信に関するお問い合せ先
愛知県トラック協会　適正化事業部適正化事業課
☎ 0561-76-2242

適正化事業課からのお知らせ

愛知県貨物自動車運送適正化事業実施機関 巡回指導実施状況について

（集計期間：令和05年10月～令和05年12月）

1.巡回件数

通常	新規(新規参入)	新規(その他)	特別(乗務時間)	特別(その他)	個別指導	合計
272件	17件	39件	5件	0件	0件	333件

2.指導評価結果

A		B		C		D		E		その他		合計	
件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
235件	71%	68件	20%	20件	6%	2件	1%	0件	0%	8件	2%	333件	100%

※評価は、「適」・「否」・「判定不可」を付けた項目数を母数として、そのうち「適」の占める割合で次のとおり評価する。

A:90%　B:80%以上90%未満　C:７０%以上８０%未満　D:６０%以上７０%未満　E:６０%未満　F（その他）:指導項目が２６項目以下

※重点項目に「否」がある場合は、総合評価の分類を1段階引き下げた判定となる。

3.指導項目別調査結果　※調査指導項目　全38項目

調査事項	指導件数	順位
Ⅰ．事業計画等		
（１）主たる事務所及び営業所の名称、位置に変更はないか	2	
（２）営業所に配置する事業用自動車の種別及び数に変更はないか	2	
（３）自動車車庫の位置及び収容能力に変更はないか	4	
（４）乗務員の休憩・睡眠施設の位置、収容能力は適正か	0	
（５）乗務員の休憩・睡眠施設の保守、管理は適正か	0	
（６）届出事項に変更はないか（役員・社員、特定貨物に係る荷主の名称変更等）/本社巡回のみ	0	
（７）自家用貨物自動車の違法な営業類似行為（白トラの利用等）はないか	0	
（８）名義貸し、事業の貸渡し等はないか	0	
Ⅱ．帳票類の整備、報告等		
（１）事故記録が適正に記録され、保存されているか	0	
（２）自動車事故報告書を提出しているか	0	
（３）運転者台帳が適正に記入等され、保存されているか	4	
（４）車両台帳が整備され、適正に記入されているか	0	
（５）事業報告書及び事業実績報告書を提出しているか/本社巡回のみ	21	**4**
Ⅲ．運行管理等		
（１）運行管理規程が定められているか	0	
（２）運行管理者が選任され、届出されているか	2	
（３）運行管理者に所定の講習を受けさせているか	19	**5**
（４）事業計画に従い、必要な運転者を確保しているか	0	
（５）過労防止を配慮した勤務時間、乗務時間を定め、適正に管理しているか	14	**9**
（６）過積載による運送を行っていないか	0	
（７）点呼の実施及びその記録、保存は適正か	16	**6**
（８）乗務等の記録（運転日報）の作成・保存は適正か	1	
（９）運行記録計による記録及びその保存・活用は適正か	5	
（10）運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か	7	
（11）乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか	15	**7**
（12）特定の運転者に対して特別な指導を行っているか	43	**1**
（13）特定の運転者に対して適性診断を受けさせているか	33	**2**
Ⅳ．車両管理等		
（１）整備管理規程が定められているか	0	
（２）整備管理者が選任され、届出されているか	2	
（３）整備管理者に所定の研修を受けさせているか	27	**3**
（４）日常点検基準を作成し、これに基づき点検を適正に行っているか	2	
（５）定期点検基準に基づき適正に点検整備を行い、記録簿等が保存されているか	9	
Ⅴ．労基法等		
（１）就業規則が制定され、届出されているか	1	
（２）３６協定が締結され、届出されているか	13	**10**
（３）労働時間、休日労働について違法性はないか（運転時間を除く）	0	
（４）所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされているか	13	**10**
Ⅵ．法定福利		
（１）労災保険・雇用保険に加入しているか	8	
（２）健康保険・厚生年金保険に加入しているか	10	
Ⅶ．運輸安全マネジメント		
（１）運輸安全マネジメントの実施は適正か	15	**7**

【業務課からのお知らせ】

交通死亡事故発生状況（12月31日現在暫定数）

1．発生状況

集計名	月計			年計		
種別	件数	負傷者数	死者数	件数	負傷者数	死者数
発生数	2,458	2,886	11	24,550	28,990	145
前年比	74	153	−2	725	918	8

2．都道府県別死者数

順位	1位	2位	3位	4位	5位	全国
都道府県	大阪	愛知	東京	北海道	千葉	
年計	148	145	136	131	127	2,678
前年比	7	8	4	16	3	68

3．類型別死者数

順位	1位	2位	3位	4位	5位	その他
類型別	横断中	出合頭	車両単独	右左折	正面衝突	
年計	41	28	22	18	2	34
前年比	0	7	−9	5	−4	9

4．年齢層別死者数

区分	こども	若者	一般	高齢者
	0～15歳	16～24歳	25～64歳	65歳以上
年計	2	13	60	70
前年比	1	−7	8	6

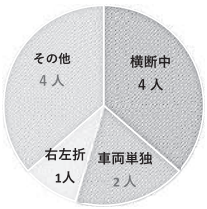

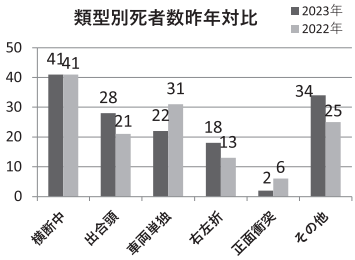

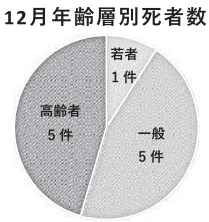

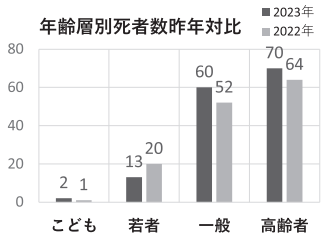

5．時間別死者数

区分	早朝	朝	昼前	昼過ぎ	夕方	前夜	中夜	深夜
	4～6時	6～9時	9～12時	12～16時	16～18時	18～22時	22～00時	00～4時
年計	11	19	21	20	9	33	17	15
前年比	0	−6	3	0	−2	8	4	1

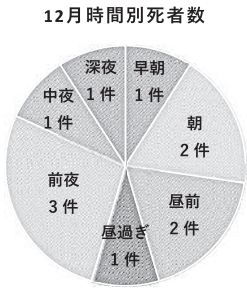

6．支部地域別死者数

地域	名古屋				尾張		知多	三河		高速
支部	第一	第二	第三	第四	尾東	尾西	知多	西三	東三	
年計	12	8	1	4	13	30	16	32	19	10
前年比	4	1	0	−3	1	6	1	−5	4	−1
支部月計	0	0	0	2	0	3	1	4	1	0
地域年計	25				43		16	51		10
地域月計	2				3		1	5		0

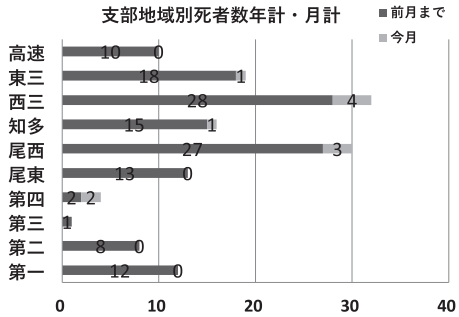

7．愛知県内事業用貨物自動車死亡事故発生数

	令和５年12月		令和５年計		令和４年12月		令和４年12月累計		令和４年計	
	件数	死者数	件数	死者数	件数	死者数	件数	死者数	件数	死者数
事業用	3	3	22	22	3	3	19	19	19	19
会員※	0	0	5	5	0	0	9	9	9	9
第一原因※	0	0	2	2	0	0	5	5	5	5

※事業用の内数。第一原因数は事故調査の進捗により、変更になる場合があります。

軽油価格調査 （愛ト協調べ）

12月末 調査

単純集計

（単位 ： 円）

購入形態	スタンド			ローリー			カード			合計		
	最高	平均	最低	最高	平均	最低	最高	平均	最低	最高	平均	最低
価格	138.00	123.30	115.90	127.80	113.50	109.60	148.00	123.50	98.60	148.00	118.60	98.60

月間購入量別集計

月間購入量	スタンド			ローリー			カード			合計		
	最高	平均	最低	最高	平均	最低	最高	平均	最低	最高	平均	最低
30kℓ未満	138.00	127.80	115.90	127.80	115.00	110.20	148.00	123.00	98.60	148.00	121.40	98.60
30～50kℓ未満	132.40	120.50	116.10	－	－	－	－	－	－	132.40	120.50	116.10
50～100kℓ未満	125.20	125.20	125.20	116.20	113.20	109.60	125.70	125.60	125.50	125.70	116.50	109.60
100kℓ以上	－	－	－	115.40	112.60	111.30	－	－	－	115.40	112.60	111.30

支払期限別集計

支払期限	スタンド			ローリー			カード			合計		
	最高	平均	最低	最高	平均	最低	最高	平均	最低	最高	平均	最低
30日未満	136.00	123.90	116.10	127.80	114.90	111.60	148.00	124.80	98.60	148.00	120.30	98.60
30～60日未満	138.00	122.80	115.90	116.20	112.80	110.20	130.00	124.50	117.00	138.00	118.20	110.20
60日以上	－	－	－	115.40	112.10	109.60	112.90	112.90	112.90	115.40	112.30	109.60

※上記価格のうちには、購入先から未請求のため、調査時点で判明している価格をご回答頂いたものを含みます。
なお消費税は含まれておりません。

軽油価格の推移

（単位 ： 円）

調査年月		スタンド			ローリー			カード		
		最高	平均	最低	最高	平均	最低	最高	平均	最低
令和４年	11月	138.00	121.40	109.00	127.00	108.80	102.90	137.50	121.60	113.40
	12月	136.00	121.00	110.00	128.00	110.00	103.70	138.50	121.80	112.50
令和５年	1月	136.00	119.30	109.00	128.00	109.50	103.80	124.20	119.40	113.40
	2月	134.00	119.20	109.50	126.00	108.10	102.90	137.50	120.40	112.90
	3月	134.00	121.30	112.20	127.00	109.70	106.60	139.00	122.60	113.20
	4月	136.00	120.50	111.00	128.00	110.20	105.60	139.80	122.40	113.20
	5月	134.00	119.00	110.00	126.00	109.10	104.70	138.80	121.50	114.00
	6月	132.50	120.10	113.00	114.20	110.90	107.50	143.30	123.70	114.40
	7月	141.00	125.50	117.00	134.00	115.60	108.80	147.50	127.10	115.10
	8月	147.00	133.30	122.00	141.00	122.70	115.10	155.50	133.60	119.50
	9月	149.00	131.70	120.50	135.00	119.00	111.90	150.50	131.60	125.30
	10月	138.00	121.00	110.00	115.50	108.80	104.00	142.00	122.80	112.70
	11月	138.00	122.50	112.00	130.00	110.70	104.20	145.00	122.00	113.10
	12月	138.00	123.30	115.90	127.80	113.50	109.60	148.00	123.50	98.60

※上記は軽油引取税を含んだ金額です。また、消費税は含んでいません。

※こちらの情報はあくまで暫定値のため、正確な情報はWEBにてご確認ください。

一般貨物自動車の増減車動向について

資料提供：愛知運輸支局

令和５年12月の増減車

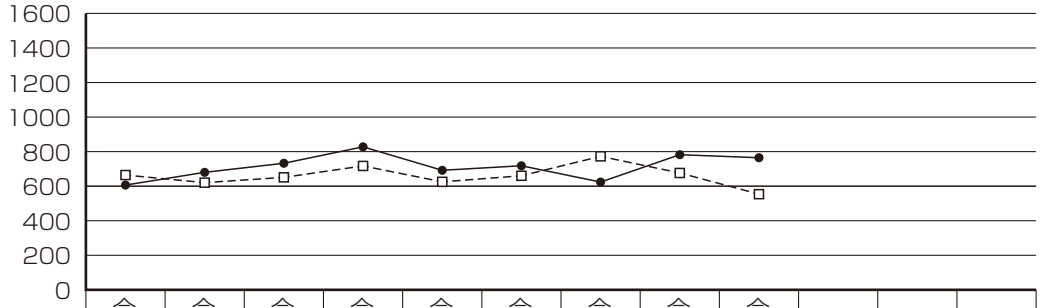

	令和5年4月	令和5年5月	令和5年6月	令和5年7月	令和5年8月	令和5年9月	令和5年10月	令和5年11月	令和5年12月			
● 増車	606	664	746	807	680	737	611	791	678			
□ 減車	611	620	676	725	653	664	789	675	587			
差　引	▲5	44	70	82	27	73	▲178	116	91			

令和5年度増減車（12月）	
増　　車	6.320両
減　　車	6,000両
差　　引	320両

令和4年４月～令和5年３月の増減車

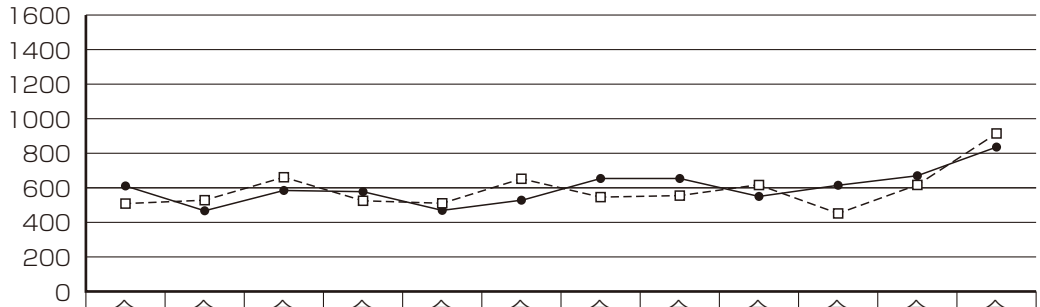

	令和4年4月	令和4年5月	令和4年6月	令和4年7月	令和4年8月	令和4年9月	令和4年10月	令和4年11月	令和4年12月	令和5年1月	令和5年2月	令和5年3月
● 増車	615	476	597	589	482	546	661	665	558	601	654	833
□ 減車	511	542	670	544	502	657	564	582	608	467	628	926
差　引	104	−66	−73	45	−20	−111	97	83	−50	134	26	−93

令和4年度増減車（4月～3月）	
増　　車	7,277両
減　　車	7,201両
差　　引	76両

委員会
部　会

12月中の活動状況

海上コンテナ部会（山本部会長）

○実務委員会三役会、ＮＵＴＳ委員会との打合せ
（服部実務委員長）

月　日：令和５年１２月１９日（火）

場　所：名海運輸作業株式会社　弥富輸送センター会議室（Web会議にて参加）

内　容：１）ＮＵＣＴ遠隔レーンについて

２）ＴＣＢシステム障害について

３）ＴＣＢ光電管の巻き込み事故について

４）年末年始のターミナル及びバンプール稼働について

○街頭指導及び実務委員会（服部実務委員長）

月　日：令和５年１２月２０日（水）

場　所：木材会館

内　容：パトロール及び会議

１）ターミナルコンテナ取扱量の推移について

２）ターミナル部会　違反パトロール調査結果について（11月分）

３）専門チームの編成について

４）その他

・令和６年度　新規入会について

・令和６年　パトロール編成について

・今後の日程について

○西部臨海工業地帯安全輸送協議会
（服部実務委員長）

月　日：令和５年１２月２１日（木）

場　所：西部臨海地区内／木材会館

内　容：１）蟹江警察署からの報告

２）名古屋国道事務所からの報告

３）名古屋港管理組合からの報告

４）愛知県トラック協会からの報告

支部行事 1月

名古屋第一支部

（13 日）交通死亡事故ゼロに向けて 2024
「いざ出陣！」キャンペーン (名中会)

（22 日）高牟神社交通安全祈願（水曜会）

名古屋第二支部

（16 日）役員会

（23 日）第２陸青会　新年会

名古屋第三支部

（10 日）ゼロの日街頭活動

（15 日）成田講（五社巡り）

（18 日）西４区パトロール

（26 日）港警察署　感謝状贈呈式

（30 日）青年部会　新年懇親会

尾東支部

（25 日）支部新春セミナー・賀詞交歓会

尾西支部

（12 日）第一班　役員会 / 新年懇親会

（18 日）一宮警察署　感謝状贈呈式

（24 日）第二班　交通・労働合同セミナー

（26 日）特積み一宮ブロック　定例会

西三支部

（17 日）豊田部会、役員会・定例会・新年懇親会

（25 日）安城部会、役員会

（26 日）西尾部会、労働講座（岡崎労働基準監督署・西尾警察署）、役員会

（28 日）碧南部会、交通安全祈願（伊勢神宮）

東三支部

（13 日）新城南北設楽陸運協会　例会

（20 日）新春セミナー

プロは みな 誇りと
自覚と模範運転

青年部会　12 月会議・委員会開催状況

■　三委員会合同会議　（12 月 11 日）

・第２回会員交流事業について

・新年交通安全祈願及び賀詞交歓会について

・第２回研修セミナーについて

・第２回管理者研修について　など

■　第 2 回　会員交流事業　（12 月 17 日）

・クリスマス家族会（スノーピークカフェク屋大通公園）

■　第 8 回　三 役 会 ・ 理 事 会　（12 月 20 日）

・グッドラーニング利用状況・視察研修について〔報告〕

・第２回管理者研修、第２回研修セミナーについて

・令和６年度通常総会について　など

令和 6 年 2 月の活動予定

第 10 回事業委員会

第 10 回研修委員会

第 10 回企画委員会

第１１回三役会・理事会

（公社）全日本トラック協会青年部会　全国大会

第２回研修セミナー

第２回管理者研修

○　青年部会とは？

愛知県トラック協会の会員事業者で、２０歳～５０歳以下の経営者、もしくはこれに準ずる方で構成されており、研修セミナーや各イベントを部会員自ら企画・実行することにより、自己研鑽を行っています。また、部会員相互の情報交換、交流等を密に行うことにより、青年部会ならではのネットワークを形成し事業に役立てています。

【問合わせ先】　愛知県トラック協会青年部会事務局

〒460-0011　名古屋市中区大須 4-10-32　上前津 KD ビル 2F

《TEL》052-228-4423　《E メール》　ata-seinen@aitokyo.jp

愛知県トラック協会　女性部会のご案内

【女性部会目的】

本会は女性経営者及びそれに準ずる者等が結集し、交流の輪を広げ、研鑽を重ねて資質の向上を図りながら協会活動に積極的に参画し、業界の社会的地位を高めることに寄与することを目的とする。

（会則第２条）

【部会員数】　33 社 33 名（令和５年９月現在）

【代表者】　部会長　竹市　五倫（稲沢運輸株式会社　代表取締役）

【会　費】　年会費　１２，０００円

愛ト協女性部会では、各種セミナー、交流会、交通安全祈願、各種会議（総会・役員会）などを開催。

また、全日本トラック協会女性部会中部ブロック協議会（愛知県、静岡県、福井県、三重県）を設立し、他県女性組織との交流を深めるため、年１回ブロック研修会を開催しております。

女性部会では、ご入会していただける方を

随時募集しています！

ご興味のある方は是非ご連絡下さい！

●開催予定
令和６年２月８日（木）中部ブロック大会（三重県津市）
令和６年２月２１日（水）交通安全祈願祭（熱田神宮）
※詳細はメールでご案内していますのでご確認ください。

【問合わせ先】　愛知県トラック協会女性部会事務局

〒460-0011　名古屋市中区大須４丁目 10-32 上前津 KD ビル 2F

《TEL》052-228-4423　《E メール》　ata-female@aitokyo.jp

《HP》https://ssl.aitokyo.jp/section/woman/（愛ト協 HP 内）

愛知県トラック協会 会員企業様

クラウド採用支援サービス“Entry Pocket（エントリー ポケット）”のご案内

Entry Pocket は

求人～採用までを一元管理できる採用ご担当者様のためのサービスです

▼TOPページ

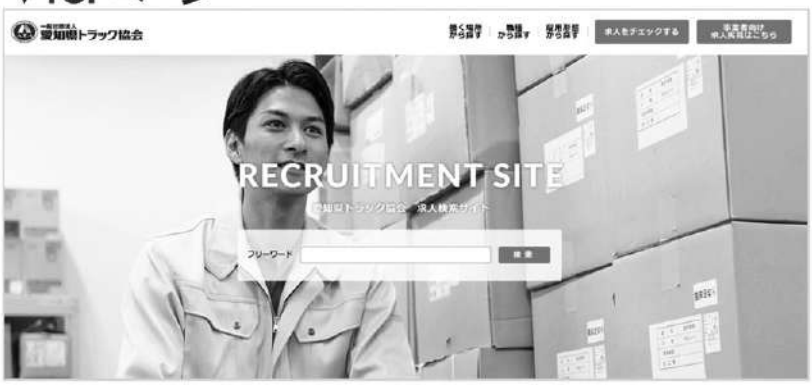

▼求人ページ

エンポケ Entry Pocket 実現可能な主要3ポイント

POINT 1 求人の掲載・募集 ※アカウントだけ取得もOK

大手求人サイト「マイナビ」と提携した求人ページに**求人原稿を無料で掲載**し募集いただけます。原稿はフォーマットに沿って入力するだけで、簡単に作成できます。

POINT 2 応募者管理支援

応募～採用までの応募者の動きを管理することができます。メール送信やステータス管理・メモ機能などで、採用管理業務を支援します。

POINT 3 効果測定

レポートを自動作成し、**応募や閲覧数など多角的に出稿状況を分析**できます。応募者の個人情報は応募を受付した参画事業者のみが閲覧可能となっており、協会側でも確認できませんので、**プライバシー対策も万全**です。

【お申込み・お問い合わせ】

掲載ご希望の事業者様は愛ト協ホームページ
（https://ssl.aitokyo.jp/truckaichi_form/）よりお申込み下さい。

愛知県トラック協会
企画広報部 企画広報課

TEL：0561-65-3600
FAX：0561-65-3677

※連絡や会社・求人情報提供等は基本メールで行います。メールアドレスは必ずご記入ください。

トラックの保険なら「中部交通共済協同組合」

トラック運送事業者に、安心と安全をお届けします。

次の要件を備えた方にご加入いただけます。 ※ご加入には、一定の出資払い込みをしていただきます。

❶ 貨物自動車運送事業法に基づく貨物自動車運送事業を経営する方

❷ 中交協の事業地区（愛知県・福井県・石川県・富山県・静岡県・岐阜県）内に事業所を有する方

共済商品のご案内

相手方への補償

対人共済

自動車事故により他人を死傷させ、損害賠償責任を負ったとき自賠責共済（保険）を超える部分について共済金をお支払いします。

対物共済

自動車事故により他人の車や物に損害を与え損害賠償責任を負ったときに共済金をお支払いします。

運転者・搭乗者の補償

搭乗者傷害共済

自動車事故によって、搭乗中の人（運転者・搭乗者）が死傷したときに共済金をお支払いします。

お車の補償

車両共済

契約車両が、衝突・接触・転覆・火災・盗難その他の偶然な事故により損害を被った場合に共済金をお支払いします。

自賠責共済

自動車損害賠償責任共済（強制保険）を直営事業として実施しています。

損害保険代理業

損害保険代理店として組合員の皆さまのリスクマネージメントをトータルに行っています。

・運送保険　・業務災害保険　・賠責保険
・火災保険　・傷害保険　他

各種割引制度

優良割引	一括契約割引	継続契約割引
組合員ごとに契約車両数により 1%～75%割引 299両以下の場合	該当する共済種類ごとに	継続契約の際同数以上の契約で共済種類ごとに
最高65%割引	3%割引	2%割引

全車両契約割引	多数契約割引	自賠責共済セット割引
事業用車両を全車両（90%以上）契約する場合	共済種類ごとに契約車両数により	当組合の自賠責共済契約がある対人共済から
3%割引	1%～10%割引	2%割引

組合員特典

■ **中交協ロードサービス** ※適用については条件（対象車両・補償範囲）があります。

■ **配当制度**　■ **組合員等表彰制度**

※各制度は、一定条件を満たす組合員が対象となります。

■ **商工中金の融資資格**　■ **無料法律相談**

事故防止への取り組み

適性診断
- 特別適性診断の実施 "国土交通省認定"
- 一般適性診断 ～運転適性診断巡回サービス～ ～可搬型運転適性検査機器貸出～

講習会
- 運行管理者等一般講習 "国土交通省認定"
- 特別指導講習
- 一般講習会
- 個別講習会

補助事業
- 適性診断受診手数料補助
- 研修料補助
- 事故防止機器導入補助
- SASスクリーニング検査費用補助
- 運転記録証明書等交付手数料補助

その他
- 事故防止動画教材の配信
- コメンタリー運転の推進
- 各種表彰制度
- 事故防止啓発グッズの作成・配付
- 事故防止DVDの貸し出し
- 事故防止コンサルティング

中交協SDGs宣言

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

中部交通共済は「組合の基本姿勢」のもとに、事業活動を通じてSDGs（持続可能な開発目標）の実現に貢献し、地域社会そして組合員の皆さまとともに持続的に成長していくことを目指します。

お問い合わせ・お申し込みは、下記までお気軽にお電話ください。

中部交通共済協同組合

詳細は、ホームページへ　中交協　スマホにも対応しています!

www.chukokyo.jp

営業部 営業1課　TEL(052)715-5103・TEL(052)715-5104

営業部 営業2課　TEL(052)715-5101・TEL(052)715-5102

〒460-0026　名古屋市中区伊勢山二丁目5番21号

豊橋事務所　TEL(0532)57-5188

〒440-0886　豊橋市東小田原町48番
セントラルレジデンス　202号

たいせつにしましょうプライバシー 19000684

トラックあいち　第 574 号　編集発行人／寺岡　洋一
みよし市福谷町西ノ洞 21-127（TEL 0561-76-2006）　一般社団法人愛知県トラック協会